

史跡盛岡城跡

植栽管理基本計画

【概要版】

平成29年3月

盛岡市

I 植栽管理基本計画策定の目的と位置づけ

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

盛岡城跡は、わが国の中世から近世に至る領国支配と経営上で重要な位置にあり、盛岡の歴史を知る上でも不可欠な遺跡として。また堀・土塁・石垣の遺存状態がよく、藩政期の規模が知ることができることから昭和12年4月17日に国の史跡に指定された。

保存整備事業は、この遺跡を(1)次世代に向けて良好な状態で保存しながら引き継ぎ、(2)盛岡市の歴史的環境の重要な要素として広く市民や県内外の来訪者が親しみ、(3)史跡を通じて文化的向上に寄与することを目標とする。

史跡の整備にあたっては、遺跡の本質的価値を次の世代へ良好な状態で引き継ぐべく保存に努めながら、常に再評価しながら整備のあり方を検討することが必要である。

また、歴史的環境を生かした知的観光資源と都市空間における憩いや安らぎ、そして各種イベントなどの利活用を促進する都市公園として心地よい空間を形成するよう計画を進めるものとする。

(2) 計画策定の趣旨

史跡盛岡城跡は、国民共有の貴重な財産であるとともに、北東北や盛岡市にとってかけがえのない文化遺産である。この史跡を含む広い地域は岩手公園(盛岡城跡公園)となっており、近世以降は盛岡藩の藩庁所在地としての成り立ちと変遷を経て、近代以降もお城を中心として発展してきた。本市にとって、盛岡城跡は地域の発展のシンボルとして親しまれ、また多くの市民や観光客が訪れる緑豊かな憩いの都市空間となっている。

この盛岡城跡から盛岡を代表する中津川や岩手山・南昌山・東根山・早池峰山などの山々を含めた自然景観と歴史的景観など盛岡にしかないアイデンティティーを創出することが本市の個性を引き立たせる重要な要素である。

今日、公園内には約156種、約3千本の樹木があり、盛岡城跡公園は、近世以降に庶民の台所として機能してきた肴町かいわいと昭和初期以降に新たに発展してきた大通りの二つの中心市街地の中間に位置する貴重な緑地帯となっている。しかしながら巨木化した樹木の根の一部は、石垣を押しつけて一部の積み石は落石し、または地震・強風などの自然災害時には倒木して石垣を落下させる危険性が指摘されている。

盛岡城跡は、今日までビルなどの都市景観と隔絶するためにヒマラヤスギなどの高木で囲んで閑静な空間を維持してきたが、一方でこの隔絶され閉塞感のある空間の中に盛岡城跡の貴重な要素が閉じ込められてきた。また、明治39(1906)年の公園整備を端緒として、昭和30年代から昭和50年代にかけて植栽された多くの樹木は、都市公園としての整備であったため、史跡としての価値が損なわれるまで成長している。

このことから、『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画(以下「本計画」という。)]では、平成24年度に策定した『史跡盛岡城跡整備基本計画』で示した整備計画のうち、植栽に関する適正な管理方針をより具体化する必要がある。また、史跡を良好な状態で次世代に引き継ぐべき近世城郭の遺構と石垣を保全しながら、都市空間に埋もれてしまった美しい石垣を持つ盛岡城跡の全体を市内の要所から見えるように。さらに、本丸・二ノ丸など、城跡の主要な場所から盛岡にしかない河川や山並みなどの自然景観が眺望できるような計画を策定し、近世以降から今日までの盛岡の成り立ちを象徴してきた城跡をランドマークとして再生し、市民生活に潤いと賑やかさをより戻すことを目的としている。

この計画が、歴史的経緯を踏まえた新しい街づくりや景観構成への布石となり、平成19年に岩手公園開園100周年を記念して「盛岡城跡公園」と愛称を冠した機会を活かし、今後の盛岡のまちづくりを進める上で、盛岡にしか存在しない自然遺産と歴史遺産、さらに都市景観とが調和する事で、より一層「お城」が身近な存在になり得るものである。「本計画」では、盛岡城跡を次世代に良好な状態での遺産として引き継ぐために、城跡内外の植栽について具体的で、かつ適切な管理基準を定める。

なお、植栽管理の対象範囲は、盛岡城跡の史跡指定地内を原則とするが、史跡内外の眺望を確保する必要性から史跡東側のもりおか歴史文化館をも含む芝生広場や史跡北側の内丸緑地も検討対象とする。

計画の策定にあたっては、第1期整備計画期間のみならず整備計画期間中における史跡盛岡城跡を中心とした植栽について現状を評価し、具体的な整備方針とその範囲を検討する。

(3) 計画の対象範囲

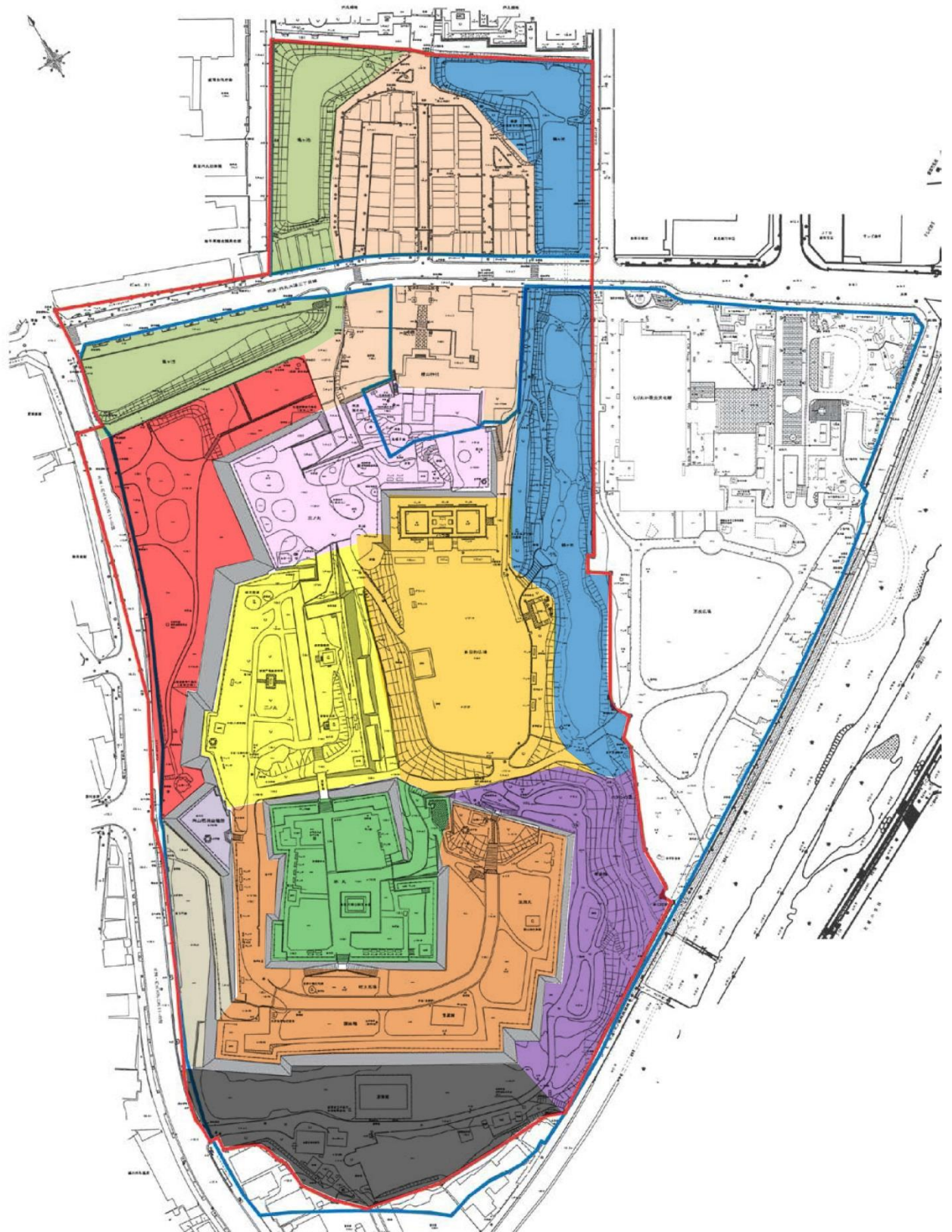
植栽管理基本計画の対象とする範囲は、市有地 76,918.17 m²、櫻山神社所有地 6,186.58 m²、民有地 1,387.29 m²、計 84,092.04 m²(平成21年度測量調査による実測面積、登記面積は 87,051.07 m²)で、昭和12年に史跡指定を受けた範囲全域とする。

地番は盛岡市内丸57番1号から同5号及び同7号、同30～36番、同38・39・42・45～55・57～126・320番である。

なお、この地域は昭和31年に都市計画決定されて「一般公園」(現在は「都市公園」)として開設された範囲である。

(4) 盛岡城跡と盛岡城跡公園の特徴

盛岡城跡の特徴として、(1)丘陵に築かれた連郭式の近世城郭、(2)堀と土塁に区画された内曲輪が良好に遺存、(3)本丸に置かれた藩主南部家の居住空間に代表される居住機能、(4)二ノ丸に置かれた藩庁機能に代表される行政機能、(5)総石垣にみられる軍事的機能。そして都市公園として(6)市民の憩いと安らぎの場として心地よい都市空間があげられる。この特徴を効果的に表現するための整備が求められる。



- | | | | | |
|---|---|---|---|--|
| 本丸 | 榊山稻荷曲輪 | 孫蔵跡 | 櫻山神社周辺 | 史跡範囲 |
| 二ノ丸 | 台所跡 | 本新蔵跡 | | 公園範囲 |
| 三ノ丸 | 鉛蔵跡 | 鶴ヶ池 | | |
| 淡路丸 | 本蔵跡 | 亀ヶ池 | | |

第1図 植栽管理区分

(5) 盛岡城跡の植栽管理のあり方

盛岡城跡や盛岡城跡公園の特徴を表現するために、(1) 史跡とその本質的価値の重要な構成要素である石垣・堀・土塁などの遺構の保存を図る。特に石垣の積み石間や上下に植生した樹木の成長は石垣の孕みなどの変位を引き起こしている。

盛岡城跡は、鶴ヶ池と亀ヶ池に囲まれた本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・下曲輪などの内曲輪内には藩政期の多くの遺構が残されていることから、樹木などの根が与える遺構への影響を軽減するよう遺跡の修景計画の中でランドスケープを図る。さらに、東北地方では稀な総石垣を志向した積み石の美しさが評価されている石垣を他方向から見えるように顕在化を図る。

また、城跡にとどまらず盛岡城跡公園をとりまく中津川と岩手山・姫神山・南昌山などの自然環境は(2) 時空的变化に関わらず連続する盛岡の主体性(アイデンティティ)でもある。また、城跡はビルなど都市空間の中にあり、これまで樹木によって閑静なたたずまいが維持されてきたが、相互に眺望が望めるような景観構成によって、お城がもっと身近な存在となり市民生活の中に息づく存在となる。

そのためにも、遺跡や遺構の保護のための修景計画と植栽管理を行い、さらに、景観計画の見直しによって現在よりもさらに良好な住環境の向上を図る。

2 樹木管理の評価と課題、基本理念・基本方針

(1) 評価と課題

ア 明治期以降、公園整備に伴って多くの植栽が行われてきており、中心市街地の中間にあって貴重な緑地として多くの市民や観光客に安らぎと憩いの空間として親しまれてきた。

イ 平成 19 年以降は指定管理者 特定非営利活動法人「みどりの相談室」が積極的に地域の特性を活かした景観の保全と創造に取り組み、地域の景観形成に努力しきており、来園者から高い評価を得ている。

ウ 盛岡城の樹木は、明治 7 年の建物解体に伴う樹木払い下げと明治 24 年に残された樹木を調査した記録が残されており、江戸時代の植栽を伺う事ができる。今日みられる樹木の大半は、明治 39 年以降に植栽されて生育してきたが、空閑地に植えられ、又は自生して成長した高木は巨木となり、低木も密植状態になっている。特に数多くの高木によって周囲の景観と調和することなく、閉塞的な空間を生み出した。

エ 城跡内にあたっては、これまで明確な計画や基準がなく、造園担当者の裁量によって植物園的な展示を目的とした植栽が行われてきた。また植栽後及び自生した高木は剪定や伐採がほとんど行われてこなかった。

オ 史跡でありながら、都市公園として植栽整備が優先されてきたことにより、史跡の本質的価値の重要な要素である石垣を含む遺構の保護が先送りされてきた。

カ 江戸時代から生育する樹木、明治期以降に植えられた樹木、希少な樹木などの管理基準がなく、史跡や都市公園の全体や区域ごとの特色が損なわれつつある。

(2) 基本理念

江戸時代に盛岡藩の藩庁として機能してきた盛岡城は、明治維新を画期として政治や軍事施設としての機能は失われ、明治期の岩手公園開園を契機として岩手県民や盛岡市民のための広場として多くの人々憩いと安らぎの空間として生まれ変わった。以後、公園は市民の心の拠り所となって現代に至っている。

一方、盛岡市では国の指定史跡でもある盛岡城跡を歴史遺産としての価値や都市公園としての魅力を高め、より一層市民や観光客の利活用の推進を図ることを目的として、平成 23 年度に『史跡盛岡城跡保存管理計画』、さらに平成 24 年度に『史跡盛岡城跡整備基本計画』を策定し、その中で樹木の適切な管理の必要性を指摘した。

しかしながら、明治期以降に植栽され、または自然に生育した多くの樹木は、石垣や遺構の保全に影響を与え、史跡内外の眺望を阻害し、さらには来園者に危険を及ぼしていることなどの今日的な新たな課題が生じたことから具体的な施策を計画する必要性が生じている。また、盛岡城跡を良好な状態で次世代に引き継ぐべく、植栽の具体的かつ適切な管理を行うことによる史跡や都市公園としての質の向上を図る必要性にも迫られている。本計画においては、盛岡市の歴史的経緯を踏まえた情報共有によって盛岡城跡の文化財としての価値の保全を図りながら歴史遺産の正しい理解につなげ、都市公園機能との共生を再構築するものとする。平成 19 年に岩手公園開園 100 周年を記念して盛岡城跡公園と愛称を冠した機会を活かし、今後の盛岡のまちづくりを進める上で、盛岡にしか存在しない自然遺産と歴史遺産と都市景観が調和する事で、より一層公共性を高め「お城」が利用者にとって身近な存在になるように取り組むものとする。

(3) 基本方針

ア 史跡や都市公園として安全で親しまれ、利用される緑地帯の空間を整える。

イ 盛岡城跡の石垣や遺構の保全と文化財を活かした利活用を図り、次世代を見越した植栽管理計画とする。

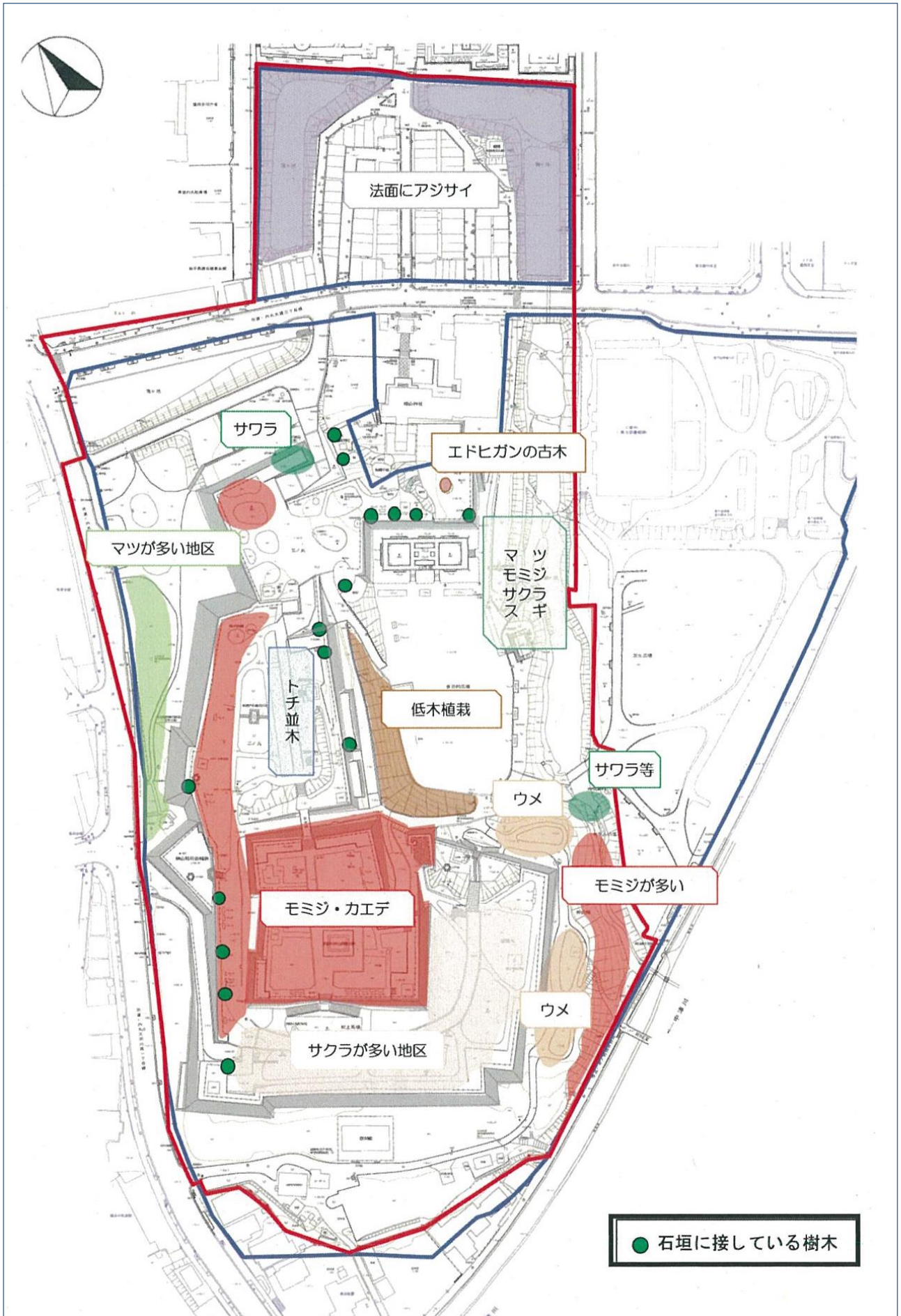
ウ 文化財と歴史的景観を優先しながらも、中心市街地を結ぶ貴重な緑地帯としての都市景観や都市防災、さらには利活用等に考慮し、都市公園機能を強化する。

エ 植栽管理により盛岡城跡の規模や構造が知ることができるよう石垣の顕在化を図り、往時の植生を復元しながら城内から藩主や藩士が望むことができた景色や城外域から見た盛岡城の修景と景観を再生する。

オ 植栽管理により、盛岡城跡の規模や構造が理解できるようにし、市民生活に城跡の存在感を高める。

カ 歴史性や気候風土に適した江戸時代から生育する樹木、大木、標本木・副標本木、生育数の少ない樹木、記念植栽木、搬入された樹木の適切な管理を行うとともに、歴史的経過を踏まえた特色ある地区ごとの植栽配置とする。

キ 植栽管理基本計画で定める事項の実施については、今後第 2 期整備終了予定の平成 44 年度までを目途として計画するものとし、市民生活に融和して理解を得て、たえず見直しを図りながら実施するものとする。



第2図 植生配置の概要

3 『史跡盛岡城跡整備基本計画』における植栽管理の位置付け

『史跡盛岡城跡保存管理計画書』での植栽調査と植生管理の方針を受けて、『史跡盛岡城跡整備基本計画』では、より具体的な方針を定めた。

(1) 樹木の現況

ア 現況調査結果

平成 21 年度に実施した調査によると、確認された樹木は約 150 木、本数は約 3 千本を数える。これらの樹木のうち、藩政時代から生育する樹木については、明治期に払い下げられた際に伐採されたことや、台風などの自然災害や腐朽等による倒木のため、ほとんど残存していないが、三ノ丸東側に所在するエドヒガンについては、樹径等の規模から、藩政時代より残存しているものと想定している。

なお、明治 39(1908)年に公園整備がなされた際にサクラ(ソメイヨシノ)やウメ等が植栽されたほか、その後もモミジ・カエデ・トチノキ・ケヤキ等の中・高木類に加え、ツツジ類をはじめとする低木類が植栽されており、中心市街地にあって豊富な緑量を感じることもできる場ともなっている。

イ 花き

花き類については自然発生のもを除くと、台所跡北側に位置するバラ園に集約されている。このバラ園については、明治 39(1906)年に岩手公園として整備された際に設置された花壇が太平洋戦争中に撤去され、グラウンドの一部となっていたものを、昭和 32(1957)年には都市計画決定に基づく整備事業により再整備され現在に至っているものである。

バラ園には数十種類のバラのほか、数本のボタンが植えられており、例年 6 月中旬頃から 8 月頃に見頃を迎えている。

表 1 盛岡城跡の主要樹木

曲輪名	地区別	
	中・低木	低木
本丸	イチヨウ・カエデ・チョウセンゴヨウ・モミジ	
二ノ丸	イチヨウ・カエデ・ケヤキ・コウヤマキ・トチノキ・ナンジャモンジャ・モミジ	アセビ・サツキ・ドウダンツツジ・リュウキュウツツジ
三ノ丸	イチヨウ・エドヒガン・ソメイヨシノ・チョウセンゴヨウ・モミジ	ニシキギ・リュウキュウツツジ
淡路丸	エドヒガン・クロマツ・ソメイヨシノ・モミジ	イヌツゲ・サツキ・ドウダンツツジ・ニシキギ・ヤマブキ
台所跡	アカマツ・ケヤキ・シダレカツラ・スギ・モミジ	ドウダンツツジ・ニシキギ・ボケ・ユキヤナギ・リュウキュウツツジ
鍛冶屋門(鉛蔵)跡	ウメ・ケヤキ・サンシュユ・モミジ	ウツギ・ドウダンツツジ・ニシキギ・ヤマブキ
本(米内)蔵跡	アカマツ・イチイ・イチヨウ・ウメ・シダレザクラ・ドイトウヒ・モミジ	サツキ・ドウダンツツジ等
吹上門(孫蔵)跡下	クロマツ・サンシュユ	ドウダンツツジ・ユキヤナギ
本新蔵跡	アカマツ・クロマツ・ケヤキ・シダレザクラ・ツバキ・ハナミズキ	サツキ・ドウダンツツジ・ニシキギ・リュウキュウツツジ
櫻山神社周辺	ウメ・イチイ・キハダ・サワラ・トチノキ	イヌツゲ・サツキ・ドウダンツツジ・ニシキギ・リュウキュウツツジ
下曲輪	アカマツ・モミジ	アジサイ・サツキ・ハナカイドウ
鶴ヶ池・亀ヶ池	アカマツ・イチヨウ・エドヒガン・ケヤキ・スギ・シダレヤナギ・ソメイヨシノ・マンサク・モミジ	アジサイ・サツキ・ドウダンツツジ・トサミズキ・ニシキギ・ユキヤナギ・リュウキュウツツジ

Ⅱ 盛岡市の景観計画と植栽管理

本章では、盛岡城跡公園外からの石垣等の景観保全について検討する。

公園内の植栽管理については、公園管理者である市の責任の下で基本計画を推進するため実効性が担保されているが、盛岡城跡公園の存在をより盛岡の象徴として際立たせるためには、多くの市民や事業者、関係機関の理解と協力を得ながら周辺の建築物、屋外広告物等の、外観意匠や高さ、また道路や河川等の施設が公園と調和したものになるよう、周辺のまち並みが整備されることが望まれる。

盛岡市では、昭和 59 年に都市景観形成ガイドライン(以下「ガイドライン」)を策定し、この中で盛岡城跡公園からの岩手山や南昌山の眺望保全についても独自の施策として展開してきた。このガイドラインによる景観施策をより発展させたものとして、平成 21 年 3 月に景観法第 8 条に基づく盛岡市景観計画(以下「景観計画」)を策定し、岩手山や南昌山の眺望保全については継承するとともに、また盛岡城跡公園とその周辺を歴史景観地域に指定し、盛岡の象徴的存在としてより強く位置付けている。

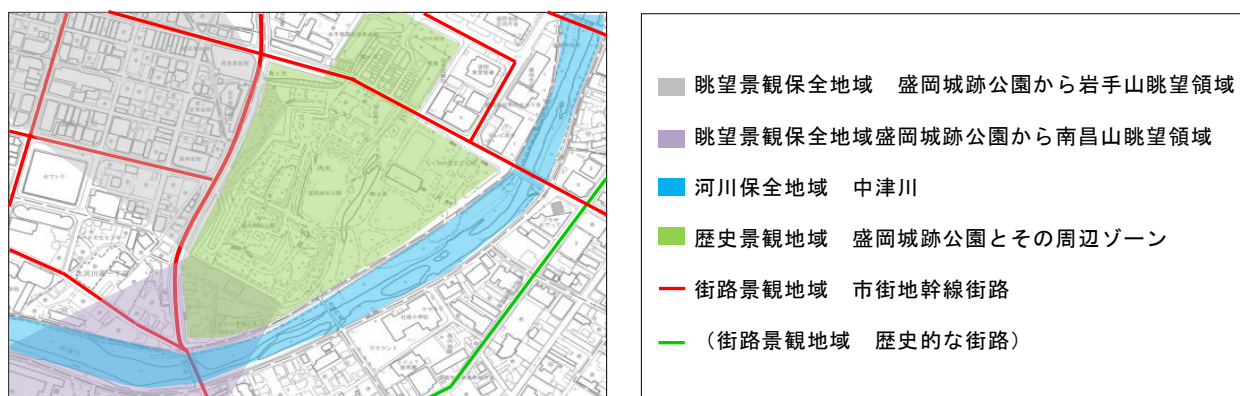
植栽管理基本計画では、公園内だけではなく公園外からの望見についても、盛岡の象徴的存在として強く意識して計画されていることから、景観法に関わる制度を活用した城外域からの景観保全等について検討する。

なお、景観計画の改訂等の時期については、植栽管理基本計画の進捗状況を踏まえながら、主管する景観政策課において検討するものである。

1 景観計画

現行の景観計画において盛岡城跡公園とその周辺は、次の地域が指定されている。

- i 景観形成重点地域：眺望景観保全地域盛岡城跡公園から岩手山眺望領域
- ii 景観形成重点地域：眺望景観保全地域盛岡城跡公園から南昌山眺望領域
- iii 景観形成重点地域：河川保全地域中津川
- iii 景観形成重点地域：歴史景観地域盛岡城跡公園とその周辺ゾーン
- iv 景観形成重点地域：街路景観地域市街地幹線街路



第 3 図 景観計画区域

2 史跡と植栽管理

(1) 史跡盛岡城跡保存管理計画と植栽管理

ア 盛岡城跡を構成する要素(『史跡盛岡城跡保存管理計画書』)

	項 目	概 要
①	近世遺構 (発掘調査で確認されたものを含む)	史跡内全域の石垣のほか、門跡、櫓台をはじめとする建物跡等、近世盛岡城跡を構成していた諸建物の遺構
②	長岡安平による公園整備	城域の保存を要諦として、明治期に行われた公園整備に伴う園路、植栽、工作物、地形等の改変
③	近・現代工作物の設置、地形改変等	公園施設、文学碑等の工作物の設置および明治期以後、開発等によって改変した部分
④	景観 (眺望・文化的景観)	城内からの眺望および公園整備を含めた近代以後の改変や周辺環境の変化に伴う景観

上記のうち、①は史跡盛岡城跡の本質的価値を構成する重要な要素であるが、②～④については、保全または整備改善が必要な要素として評価する。なお、植栽は構成要素外であるが、本質的価値を高める重要な要素として位置付ける。

イ 史跡の本質的価値を構成する重要な要素(管理計画での第1～4種地区)

- ① 石垣(本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稻荷曲輪)
- ② 遺構(史跡内全域の地上・地下遺構のすべて)
- ③ 区画施設(鶴ヶ池、亀ヶ池)
- ④ 修景(江戸時代に盛岡城の情景を構成していた景色・樹木)
- ⑤ 景観(江戸時代に盛岡城の内外から眺望が可能であった景色・樹木)

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素

- ① 維持管理施設(園路・外灯・橋等)
- ② 便益施設(四阿・ベンチ・トイレ・植栽等)
- ③ 案内施設(もりおか歴史文化館・案内板・解説板等)

(2) 本質的価値への植栽の影響

史跡内の植栽のうち、往時の盛岡城に存在したことが確認できない植栽や移入された樹木、さらには石垣に変位を与えている樹木や遺構を損する樹木は、本質的価値を構成する要素と成り得ない。また、生命・財産に危険を及ぼす可能性のある樹木についても史跡や都市公園として安全性を損なうことから適時、剪定や伐採により適切な管理を行うこととする。

また、近代以降に公園整備の一環として植えられた樹木のうち、歴史的経緯を持つ樹木や修景・景観・眺望を向上させる樹木は、本質的価値を彩る要素として考慮する。

なお、適切な植栽管理を行うことにより、城郭の全体の規模や偉容が明らかになるほか、石垣の孕みなどの変位がより一層明確になり、危険な箇所をいち早く予見して修復場所が明らかにすることができる。

Ⅲ 盛岡城跡の樹木と管理

1 盛岡城跡の沿革

盛岡城の築城は、天正 19(1591)年、九戸合戦の終結後、南部信直(南部家 26 代、盛岡藩初代)が豊臣家の軍監浅野長政を見送る際に、長政から不來方(盛岡)の地に新城を築くように勧められたことによる。その後、慶長 2(1597)年に信直の嫡男利直を総大将として鋤始の儀を行い、築城が開始されたとされている。ただし、盛岡市では醍醐の花見での築城許可の記事をもって慶長 3(1598)年を築城開始としている。慶長年間に一応の完成をみたが、本丸と二ノ丸に石垣が築かれたものの、三ノ丸や淡路丸などの石垣は未着工であった。

元和 3(1617)年から城全体の石垣普請が行われ、同 5(1619)年には北上川に接して洗食を受けていた二ノ丸西側を除く石垣が完成した。その後、寛永 10(1633)年に 3 代重直が入城し、以後歴代藩主の居城として幕末まで続いた。

延宝元(1673)年に城西側の北上川を切り回し、貞享 3(1686)年に二ノ丸西側の土手に石垣が構築されて総石垣が完成している。以後、幕末まで維持のための修復が続いた。

明治元(1868)年以降、盛岡城の全てが新政府の直轄地となり兵部省が管轄し、明治 5(1875)年以降は兵部省から名称を変えた陸軍省が引き継いだ。廃藩置県によって名実ともに城主をなくした城地は荒城と化し、その後全国 289 の城館とともに建物撤去が検討され、一時は保存措置とした全国 44 の城に含まれたが、老朽化による維持経費の負担ができず、明治 6(1873)年に城内の建造物や樹木の払い下げが布告され、明治 7(1874)年に内曲輪内の建物と多くの樹木が一般競争に付されたが、保存運動は起こらず台所や数棟の蔵を除いて主要な建物は撤去された。

明治 23(1890)年、陸軍省から南部家へ内曲輪の全てが縁故を理由に有償で払い下げを受け、明治 36(1903)年に岩手県が内丸にあった内丸公園の代替と戦争や飢饉で喘いでいた窮民救済の一環として公園整備計画に着手し、明治 39(1906)年に南部家から 30 年間無償貸与を受けて、同年広く岩手県民のために供するための岩手公園が開園した。

昭和 9(1934)年、岩手公園は南部家と県との貸借契約が満期となると、盛岡市に移管され、盛岡市は南部家から土地を購入して公有地化を進めたが、内曲輪の北西部の一部は民間に売却されている。翌 10(1935)年、盛岡市から文部省に史跡指定の申請が行われ、「今濠湟石壁土塁尚よく存し奮規模の見るべきものあり」との理由から、昭和 12(1937)年 4 月 17 日付けで国の史跡に指定された。

昭和 57(1982)年、築城 400 年近くを経て変位の著しい石垣修復を行う方針が決まり、昭和 59(1984)年から修復に伴う事前の発掘調査に着手し、現在まで本丸・二ノ丸・淡路丸、孫蔵跡の石垣修復を行ってきている。

なお、平成 28 年度に三ノ丸南東部の石垣修復を実施しており、平成 30 年度以降からは北西部の石垣修復を予定している。

2 盛岡城の城地と樹木の払い下げ

(1) 城地の接收から建物解体

- ア 明治元年 9 月 24 日，戊辰戦争で盛岡藩降伏
- イ 明治元年 10 月 5 日，武装解除(砲 324 門，銃 10,400 挺久保田藩管理)。10 日官軍盛岡城入城。11 日南部家来自宅謹慎。家老檜山・江幡・佐々木捕縛。13 日檜山等東京へ出立。23 日有栖川宮，東北平定を奏上
- ウ 明治元年 11 月 11 日，藩主父子東京召還(12 月 2 日着)。14 日以降，城地を久保田藩が管理。南部表鎮撫行政司庁を中ノ丸に開設
- エ 明治元年 12 月 7 日，白石同盟に加盟した奥羽北越諸藩の処分発表。南部利恭に家督相続。13 万石に減封。17 日白石へ転封布告
- オ 明治 2 年 1 月 4 日，転封伝達。盛岡城は新政府の直轄地となり兵部省が管理する
- カ 明治 2 年 7 月，白石からの復帰を許され盛岡城は 13 万石の居城となる
- キ 明治 2 年 10 月，盛岡藩庁が二ノ丸の中ノ丸に置かれ，管理が松代藩から移る
- ク 明治 3 年 7 月，廃藩置県により盛岡藩から盛岡県となる
- ケ 明治 3 年 10 月，遠曲輪・外曲輪の外堀と土塁が払い下げられる
- コ 明治 4 年 11 月，盛岡県の政務の多様化に伴う狭隘さと老朽化により中ノ丸の機能が内丸の広小路御殿に移り，再び兵部省の管理となる
- サ 明治 5 年 6 月，2 月に廃止された兵部省に代わり，陸軍省東北(仙台)鎮台が所管
- シ 明治 7 年 3 月，本丸建物 1,276 坪(三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稲荷堂・休憩所等)，二ノ丸建物 620 坪(櫓・門・鶴住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等)，三ノ丸建物 94 坪(鳩門・綱門・土蔵・番所等)，その他(榊山稲荷社，鳩森八幡社のほか，城内の松 864 本，樺 45 本，栗 6 本，雑木 58 本，計 973 本が一般入札で十三日町の小道具屋善五郎に(約 2,700 貫文)払い下げ。その後は陸軍省が管轄するが荒廃する

(2) 城地の払い下げ

- ア 明治 22 年 5 月，明治 7 年以降，盛岡城跡は荒廃地となり，当主南部利恭から陸軍大臣大山巖宛に払い下げが打診される
- イ 明治 22 年 8 月 9 日，陸中国盛岡旧城趾御払下願が正式に提出される
- ウ 明治 23 年 3 月 15 日，国から南部氏が縁故払い下げ(有償)を受ける
「指令甲 13309 号」 南部伯爵宛 岩手県知事 石井省一郎
 - 一 陸軍省所管旧盛岡城趾
面積 貳万六千八百四拾壹坪 但木石現在ノ通 土蔵 貳棟
敷地 26,841 坪，建物蔵 2 棟 82 坪，石垣 4,200 坪，立木 1,304 本)
- エ 明治 24 年，南部氏が城内の杣(杉)833 本，松 74 本，御用ノ松 74 本，栗 15 本，胡桃 44 本，桜 46 本，雑木 2 本，槻(樺)46 本，合計 1304 本(ほか 86 本は朽木)を売却する。御払代償金 7 円 50 銭(明治 24 年 5 月 15・18・19・20 日調査)

3 盛岡城の樹木

(1) 明治7年の樹木の払い下げと明治24年の樹木売却

戊辰戦争後の明治元(1868)年12月、盛岡城は新政府の直轄地になった。同2年再び盛岡藩13万石の居城となり、6月の版籍奉還により再び兵部省の所管になっている。明治7年3月には、本丸建物1,276坪(三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稲荷堂・休憩所等)、二ノ丸建物620坪(櫓・門・鶴住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等)、三ノ丸(鳩門・綱門・土蔵・番所等)、榊山稲荷社、鳩森八幡社のほか、城内の松864本、樺45本、栗6本、雑木58本が一般入札で払い下げられた後は陸軍省の所有地になっていた。

その後、明治23年に国から払い下げを受けた南部氏から無償貸与を受けた岩手県は、運動場や花壇を兼ね備えた公園として同39年4月14日に整備に着手し、同年9月15日に「岩手公園」として開園した(設計:長岡安平・田中眞次郎)。昭和9年12月1日には県から移管を受けた盛岡市が南部氏から敷地を買収して管理を行うことになり、同12年4月12日には国の史跡指定を受けた。

明治7年に台所の建物や数棟の蔵を除く城内の建物とともに、松864本、樺45本、栗6本、雑木58本の計973本が払い下げられている。また、明治23年に城地が南部氏に払い下げられた翌24年5月15・18・19・20日に樹木の調査を実施している。内訳は、杣(杉)827本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木257本、槻(樺)46本、添木23本の合計1,406本で、7円50銭で売却されたことが、「旧城木数改扣」(もりおか歴史文化館所蔵)に記録されている。

明治7年と同24年に記録された城内の樹木の総本数は2,379本で、内訳は主に建築用材や目隠しや防風の機能を果たすために植えられたスギ827本(34.8%)やケヤキ91本(3.8%)のほか、修景的要素の強いマツ938本(39.4%)やゴヨウノマツ74本(3.1%)などの常緑樹、また非常時の有用樹としてクリ21本(0.9%)やクルミ44本(1.9%)があり、さらに観葉樹のサクラ46本(1.9%)が植生していたことがわかる。

(2) 明治39年の岩手公園開園

明治39年の岩手公園の整備に際して、実際に植栽された樹種は明らかではないが、原設計となった長岡安平・田中眞次郎が手がけた「岩手縣公園設計図」が残る。明治39年4月14日、凶作による窮民救済事業(労役扶助)で、運動場や花壇を兼ね備えた公園として整備に着手し、同年9月15日に開園している。

施工は、職工・人夫26,059人(失業対策事業)、坪数約14,000坪、総工費約21,400円(県費14,000円、寄付金等7,400円)、運動場約1,200坪、花壇約300坪で、工事監督は後に盛岡市議会議長を務めた一戸三矢があたった。整備概要は、全体を第壹区(本丸・二ノ丸・三ノ丸)、第貳区(腰曲輪)、第参区(台所など周囲)に分けて整備している。吹上門跡の下の坂にはモモを植栽して林を構成している。

また、鶴ヶ池と亀ヶ池など周囲に分けて整備し、本丸・二ノ丸にはマツとモミジ、吹上馬場(淡路丸)にはサクラを植栽し、中津川畔の腰曲輪(鉛蔵跡)にはウメを植え

花壇も設置した。池は浚渫し、堀を花崗岩で堤状に区分したが、護岸石は小さめの花崗岩で主に二ノ丸など城内から調達したと伝えられる。

さらに、藤棚を設置し、台所跡は運動場として整地した。四阿は眺望の良い場所を剪定して8棟設置し、それぞれ凌虚亭、夕陽亭、望岳亭、拾翠亭、観月亭、枕流亭、双龍亭、聚芳亭としたほか、新たに側溝・道路・階段・橋・電灯・標識を整備している。なお、長岡安平が岩手県内で手掛けた設計には、明治39年の「岩手公園」のほかに、同年の「南部家別邸庭園」と大正11(1922)年の「台ノ湯温泉(台遊園)」の設計がある。

(3) 昭和41年の植生調査

昭和41(1986)年に盛岡城跡内の地質調査(地中レーダー探査)を実施した際に併せて植生状況を調査している(表4)。

生育している樹木の総数は1,570本で、このうち日報社から中津川附近の芝生広場を除く1,533本が史跡内の樹木の総数である。樹種別では明治41年以降に植えられた本丸と二ノ丸に植えられたモミジ(26.6%)が最も多く、次いで明治39年の岩手公園の整備に伴って淡路丸に植えられたサクラ(14.2%)、鉛蔵跡のウメ(5.5%)、昭和初期以降に植えられた台所東側で鶴ヶ池畔のスギ(17.1%)や三ノ丸北側のヒバ(5.5%)がある。

(4) 昭和20年代から50年代の植栽計画

昭和27年2月29日付けで、建設省都市局の公園緑地協会理事長の北村徳太郎から岩手公園周辺地の「盛岡市公館地区計画案」が小泉市長宛に提出された。計画は現在の県庁、市役所、裁判所附近から、盛岡城跡内の新蔵地区にかけての地区の公共施設を整備する案で、この案に基づいて今日の官庁街が整備され、史跡を取り囲むヒマラヤスギの植栽計画も立案されている。

この案に沿って東北開発研究会が「岩手公園計画」を進め、史跡周辺地はほぼ現在の建物が建築されている。史跡内の主な計画は現在のもりおか歴史文化館と市営駐車場に音楽堂。芝生広場に常設展示会場や児童公園。公園管理事務所附近に市立図書館や児童会館のほかに植物園、動物園。新蔵地区に児童遊園と駐車場。台所跡に大きな噴水池も計画された。

昭和30年には千葉大学造園学科で公園緑地協会の横山光雄教授により「盛岡都市計画公園」としての整備計画が立案されている。その中で台所跡北側にテニスコートとなっていた場所を花壇に復旧し、老木となっていたウメ・サクラの更新など6,000㎡の植栽と4,000㎡の芝生が計画され、以後の植栽整備は計画に沿って進められた。また、昭和30年代に鶴ヶ池や吹上門附近の低木の植栽が行われ、現在では高木となっている史跡西側のケヤキや多くのアカマツも植えられた。また、二ノ丸にあったテニスコートが廃止されて現在の姿に整備されたのもこの頃である。

昭和40～50年代には台所や鶴ヶ池の低木のほかに亀ヶ池畔のトチノキや中津川沿いのユリノキが植えられている。



第4圖 「巖手縣公園設計圖」(財)東京都公園協會所蔵

4 樹木の調査と課題

(1) 樹木の調査

藩政時代に植栽された樹木については、明治7年(1874)3月に1,276坪をはじめとする建物とともに、松864本、ケヤキ45本、栗6本、雑木58本が払い下げられている。また、明治24年(1891)には杣(杉)833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、樺46本、合計1,304本(ほか86本は朽木)が売却されたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び腰曲輪西側のエドヒガンが藩政時代から残存する樹木と想定している(樹種名は原文のまま)。

明治期の公園整備の際には多くの植栽が行われた。本丸地区にはモミジやカエデが植栽され、紅葉の季節をはじめ四季を通して多くの観光客の目を楽しませている一方、チョウセンゴヨウ等の針葉樹は大木となっており、夏は鬱蒼とした雰囲気となる。二ノ丸地区にはモミジ・カエデ類が植栽され、本丸同様、季節を通じて多くの観光客が訪れている。また、戦後には南北の園路に沿ってトチノキが植えられ、現在は大木となっている。台所地区には西側斜面に低木類が植栽され、堀に面した東側にはマツ、スギ、サクラの高木が植栽されている。北側には昭和32年(1957)に整備されたバラ園があり、6月中旬から8月頃にかけてさまざまな木類のバラを楽しむことができる。

腰曲輪地区にはサクラ(ソメイヨシノ)が多く植えられ、市内有数のお花見処となっており、盛岡市における開花の基準木がある。

鉛蔵跡周辺地区にはウメが多く植栽され、春には梅の花身に多くの人を訪れる。なお、東側の堀に面した斜面にはモミジが植栽されているが、自生したと思われる落葉樹が大木となって繁り、中津川への眺望を阻害している。

(2) 植生調査について(表6～9, 第8図)

平成21年度に実施した調査によると、確認された樹種は156種、本数は3,116本を数える。このうち中・高木は1,539本、低木1,558本で広葉樹は2,591本、針葉樹は506本となっている。

これらの樹木のうち、藩政時代から生育する樹木については、明治期に払い下げられた際に伐採されたことや、台風などの自然災害や腐朽等による倒木のため、ほとんど残存していないが、三ノ丸東側に所在するエドヒガンについては、樹径等の規模から、藩政時代より残存しているものと想定している。

なお、明治39年(1908)に公園整備がなされた際にサクラ(ソメイヨシノ)やウメ等が植栽されたほか、その後もモミジ・カエデ・トチノキ・ケヤキ等の中・高木類に加え、ツツジ類をはじめとする低木類が植栽されており、中心市街地にあって豊富な緑量を感じることもできる場ともなっている。

(3) 樹木の課題

ア 史跡内

樹木については、来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、石垣上部及び石垣面には明治期以降に植樹、または自然発生した樹木

が生育しており、石垣に対して悪影響を与えている箇所も見られる。

また、周囲の建物や樹木の繁茂により、盛岡城跡のなかで最も「城らしさ」を感じさせる遺構である石垣を眺望できる箇所が限られているなど、内外からの「盛岡らしい」眺望景観が阻害されている。

併せて、腐朽等が進み倒木の恐れのある樹木も含め、必要に応じて伐採や剪定の措置が必要である。

内堀の法面については、大半は低木の植栽がなされているが、亀ヶ池南側の法面には成長した高木が眺望を遮断し、また一部倒木となる恐れのあるものも見られる等、景観の維持や安全性の確保などを目的とした植生管理が必要となっている。淡路丸のサクラや鉛蔵跡周辺地区のウメ等をはじめとして、本丸や二ノ丸の美しい石垣の眺望とともに四季折々のその場を構成する樹木のあり方として相応しいものについては、保全のため維持・管理を行う必要がある。

イ 史跡隣接地

(ア) 内丸緑地

櫻山神社参道地区北側に隣接する内丸緑地(2,949 m²)は、官公庁街の憩いの場として、岩手県において整備され昭和52年に開設されている。

敷地内には、隣接する鶴ヶ池、亀ヶ池沿いに41本のヒマラヤスギが植栽されているほか、キャラボク、ユリノキ、シラカバ、ナナカマド、ヤマボウシの中・高木、サツキ、ドウダンツツジなどの低木が植栽されている。

整備後45年以上経過し、ヒマラヤスギなどの高木化により史跡北辺の間知積みの石垣に根系の侵入による孕みなどの悪影響がみられるほか、巨木化した樹木について枝の落下や倒木等の危険が指摘されており、これらの対応策について土地所有者で管理者でもある岩手県と調整を図る必要性が生じている。

(イ) 芝生広場

芝生広場は周囲を高木類に囲まれ、市街地の景観から遮断された静寂な空間となっている。ビクトリアロード沿いには37本の巨木となったユリノキが年月を感じさせる大きな存在感を示している。もりおか歴史文化館西側から鶴ヶ池に架かる橋までの鶴ヶ池沿いには、アカマツやスギなどの高木が50本以上ある。

広場を取り囲む数多くの高木類は、広場に緑陰をもたらすとともに、市街地の中心に位置する盛岡城跡公園を明示するシンボルとして長年、その役割を担ってきた。

一方で、高木化により盛岡城跡からの中津川の見晴らしや市街地から盛岡城跡石垣の眺望などが阻害され、また、落枝の危険も懸念されることから、今後は計画的な剪定や伐採を行う必要がある。



第5図 植生調査

表2 盛岡城跡の樹木分類(1)

(現在使われている植物分類学の最新見：竹原明秀委員による)

番号	現在の標準和名 ylist・Glist	科名	生育	野生種	園芸種	岩手県 に生育	岩手県以 外に生育	海外に 生育	主な 原産地
1	アオキ	アオキ科	落葉	●	●	●	●		
2	アオギリ	アオイ科	落葉	●			●	●	伊豆以西
3	アカマツ	マツ科	常緑	●	●	●	●	●	
4	マルバマンサク	マンサク科	落葉	●	●		●		日本海側
5	アジサイ	アジサイ科	落葉		●				—
6	アズキナシ	バラ科	落葉	●		●	●	●	
7	アセビ	ツツジ科	常緑	●			●	●	宮城以南
8	アブラチャン	クスノキ科	落葉	●		●	●		
9	アメリカザイフリボク	バラ科	落葉	●	●			●	北米
10	イタヤカエデ	ムクロジ科	落葉	●	●	●	●		
11	イチイ	イチイ科	常緑	●		●	●	●	
12	イチジク	クワ科	落葉	●	●			●	西アジア
13	イチヨウ	イチヨウ科	落葉	●				●	中国
14	イヌツゲ	モチノキ科	常緑	●		●	●	●	
15	イボタノキ	モクセイ科	落葉	●		●	●	●	
16	イロハモミジ	ムクロジ科	落葉	●	●		●	●	福島以南
17	ウツギ	アジサイ科	落葉	●	●	●	●		
18	ウメ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
19	ウメモドキ	モチノキ科	落葉	●		●	●		
20	ウラジロモミ	マツ科	常緑	●			●		関東以西
21	エゴノキ	エゴノキ科	落葉	●		●	●	●	
22	エゾエノキ	アサ科	落葉	●		●	●	●	
23	エゾムラサキツツジ	ツツジ科	落葉	●			●	●	北海道
24	エドヒガン	バラ科	落葉	●		●	●	●	
25	エンジュ	マメ科	落葉	●				●	中国
26	オオモミジ	ムクロジ科	落葉	●	●	●	●		
27	カエデ類	ムクロジ科	落葉		●				—
28	ガクアジサイ	アジサイ科	落葉	●	●		●		関東
29	カクレミノ	ウコギ科	常緑	●			●	●	関東以西
30	カシワ	ブナ科	落葉	●		●	●	●	
31	カスミザクラ	バラ科	落葉	●		●	●		
32	カツラ	カツラ科	落葉	●		●	●		
33	ガマズミ	レンプクソウ科	落葉	●		●	●		
34	カマツカ	バラ科	落葉	●		●	●		
35	カヤ	イチイ科	常緑	●			●		宮城以南
36	カラタチ	ミカン科	落葉	●				●	中国
37	キササゲ	ノウゼンカズラ科	落葉	●				●	中国
38	キタゴヨウ	マツ科	常緑	●		●	●		
39	キハダ	ミカン科	落葉	●		●	●	●	

表3 盛岡城跡の樹木分類(2)

(現在使われている植物分類学の最新見：竹原明秀委員による)

40	キャラボク	イチイ科	常緑	●	●		●		山形以南？
41	キリ	キリ科	落葉	●				●	中国
42	キンモクセイ	モクセイ科	常緑	●				●	中国
43	クヌギ	ブナ科	落葉	●			●	●	福島以南
44	クマノミズキ	ミズキ科	落葉	●		●	●	●	
45	クリ	ブナ科	落葉	●	●	●	●	●	
46	クロマツ	マツ科	常緑	●	●		●		関東以西
47	ケヤキ	ニレ科	落葉	●		●	●	●	
48	ケンボナシ	クロウメモドキ科	落葉	●		●	●	●	
49	コウヤマキ	コウヤマキ科	常緑	●			●		福島以南
50	コゴメウツギ	バラ科	落葉	●		●	●	●	
51	コハウチワカエデ	ムクロジ科	落葉	●		●	●		
52	コブシ	モクレン科	落葉	●		●	●	●	
53	コマユミ	ニシキギ科	落葉	●		●	●	●	
54	コムラサキ	シソ科	落葉	●		●	●	●	
55	ゴヨウマツ	マツ科	常緑	●			●		関東以西
56	サイカチ	マメ科	落葉	●		●	●	●	
57	ザイフリボク	バラ科	落葉	●		●	●	●	
58	サクラ類	バラ科	落葉		●				—
59	サザンカ	ツバキ科	常緑	●	●		●		山口以南
60	サツキ	ツツジ科	常緑	●	●		●		神奈川以西
61	サラサドウダン	ツツジ科	落葉	●		●	●		
62	サルスベリ	ミソハギ科	落葉	●	●			●	中国
63	サワラ	ヒノキ科	常緑	●	●		●		関東以西？
64	サンザシ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
65	サンシュユ	ミズキ科	落葉	●				●	朝鮮
66	サンショウ	ミカン科	落葉	●		●	●	●	
67	ウメの一品種	バラ科	落葉		●				—
68	シダレカツラ	カツラ科	落葉		●				—
69	イトザクラ	バラ科	落葉		●				—
70	カエデの一種	ムクロジ科	落葉		●				—
71	シダレヤナギ	ヤナギ科	落葉	●	●			●	中国
72	シノブヒバ	ヒノキ科	常緑		●				—
73	スギ	ヒノキ科	常緑	●		●	●		
74	スグリ	スグリ科	落葉	●			●		中部
75	ズミ	バラ科	落葉	●		●	●		
76	スモモ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
77	ソメイヨシノ	バラ科	落葉		●				—
78	タケ類	イネ科	常緑		●				—

表4 盛岡城跡の樹木分類(3)

(現在使われている植物分類学の新所見：竹原明秀委員による)

79	タラヨウ	モチノキ科	常緑	●			●	●	中部以西
80	カマクラヒバ	ヒノキ科	常緑		●				—
81	チョウセンゴヨウ	マツ科	常緑	●			●	●	中部以西
82	ウメの一品種	バラ科	落葉		●				—
83	ツゲ	ツゲ科	常緑	●			●		関東以西
84	ツツジ類	ツツジ科	落葉		●				—
85	ヤブツバキ	ツバキ科	常緑	●	●	●	●	●	
86	ツリバナ	ニシキギ科	落葉	●		●	●	●	
87	テマリカンボク	レンブクソウ科	落葉		●				—
88	ドイツトウヒ	マツ科	常緑	●				●	欧州
89	ドウダンツツジ	ツツジ科	落葉	●	●		●	●	中部以西
90	トサミズキ	マンサク科	落葉	●			●		四国
91	トチノキ	ムクロジ科	落葉	●		●	●		
92	トドマツ	マツ科	常緑	●			●	●	北海道
93	ナツグミ	グミ科	落葉	●			●		関東
94	ナツツバキ	ツバキ科	落葉	●			●	●	福島以南
95	ナナカマド	バラ科	落葉	●		●	●	●	
96	ヒトツバタゴ	モクセイ科	落葉	●			●	●	中部
97	ニガキ	ニガキ科	落葉	●		●	●	●	
98	ニシキギ	ニシキギ科	落葉	●		●	●	●	
99	ニワトコ	レンブクソウ科	落葉	●		●	●		
100	ノムラカエデ	ムクロジ科	落葉		●				—
101	ノリウツギ	アジサイ科	落葉	●		●	●	●	
102	バイカウツギ	アジサイ科	落葉	●		●	●		
103	ハウチワカエデ	ムクロジ科	落葉	●		●	●		
104	ヤエベニシダレ	バラ科	落葉		●				—
105	ハギ類	マメ科	落葉		●				—
106	ハナカイドウ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
107	オオアメリカキササゲ	ノウゼンカズラ科	落葉	●	●			●	北米
108	アメリカヤマボウシ	ミズキ科	落葉	●	●			●	北米
109	ハナモモ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
110	バラ類	バラ科	落葉		●				—
111	ハリギリ	ウコギ科	落葉	●		●	●	●	
112	バンクスマツ	マツ科	常緑	●				●	北米
113	ヒノキ	ヒノキ科	常緑	●	●		●		福島以南
114	ヒノキアスナロ	ヒノキ科	常緑	●		●	●		
115	ヒメコマツ	マツ科	常緑	●			●		関東以西
116	ヒメコマツ	マツ科	常緑	●			●		関東以西
117	ヒメシャラ	ツバキ科	落葉	●			●		神奈川以西
118	イヌリンゴ	バラ科	落葉	●	●			●	中国

表5 盛岡城跡の樹木分類(4)

(現在使われている植物分類学の新所見：竹原明秀委員による)

119	ヒュウガミズキ	マンサク科	落葉	●			●		中部以西
120	ヒヨクヒバ	ヒノキ科	常緑		●				—
121	ビワ	バラ科	常緑	●	●		●	●	中国
122	フジ	マメ科	落葉	●	●	●	●		
123	フヨウ	アオイ科	落葉	●	●			●	中国
124	ブルーベリー類	ツツジ科	落葉		●				北米
125	セイヨウサンザシ	バラ科	落葉	●	●			●	欧州
126	ヤエベニシダレ	バラ科	落葉		●				—
127	ボケ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
128	ポポー	バンレイシ科	落葉	●	●			●	北米
129	マサキ	ニシキギ科	常緑	●		●	●	●	
130	マツ類	マツ科	常緑		●				—
131	マメイヌツゲ	モチノキ科	常緑		●	●	●	●	
132	マンサク	マンサク科	落葉	●			●		関東以西
133	ミズキ	ミズキ科	落葉	●		●	●	●	
134	ムクゲ	アオイ科	落葉	●	●			●	中国
135	モクゲンジ	ムクロジ科	落葉	●			●	●	中国・朝鮮
136	モクセイ	モクセイ科	常緑	●				●	中国
137	シモクレン	モクレン科	落葉	●	●			●	中国
138	カエデ類	ムクロジ科	落葉		●				—
139	モモ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
140	サトザクラ	バラ科	落葉		●				—
141	ヤナギの一種	ヤナギ科	落葉		●				—
142	ヤマザクラ	バラ科	落葉	●			●		宮城以南
143	ヤマツツジ	ツツジ科	落葉	●		●	●		
144	ヤマナシ	バラ科	落葉	●	●			●	中国
145	ヤマブキ	バラ科	落葉	●	●	●	●	●	
146	ヤマボウシ	ミズキ科	落葉	●		●	●	●	
147	ヤマモミジ	ムクロジ科	落葉	●	●	●	●		
148	ユキヤナギ	バラ科	落葉	●	●		●	●	中国
149	ユズリハ	ユズリハ科	常緑	●			●	●	福島以南
150	ムラサキハシドイ	モクセイ科	落葉	●	●			●	欧州
151	リュウキュウツツジ	ツツジ科	常緑		●				—
152	アメリカハナノキ	ムクロジ科	落葉	●				●	北米
153	レンギョウ	モクセイ科	落葉	●				●	中国
154	レンゲツツジ	ツツジ科	落葉	●		●	●		
155	ロウバイ	ロウバイ科	落葉	●	●			●	中国
156	ヤツデ	ウコギ科	常緑	●	●		●	●	関東以西

IV 史跡全域と曲輪ごとの植生の特徴

1 史跡内

(1) 本丸

ア 本丸の現状

江戸時代に竈部屋、祐筆、大溜の存在した位置に日露戦争で戦死した南部家第42代当主利祥の「南部中尉騎馬像」の台座があり、天守台には明治39(1906)年の岩手公園開園に伴って設置された四阿「凌虚亭」と西辺中央の藩主の居間が存在した付近には四阿「夕陽亭」がある。また、ベンチのほかキャンプ用のかまど、外灯、電柱、制御盤、位置標識が設置されている。

なお、本丸南側中央から腰曲輪に通じる階段は、公園開園時に設置された。

イ 本丸の植栽

本丸内の植栽は、モミジ類が整えられた配置で植えられ、その中にカエデ類のほか常緑針葉樹が配されている。

樹木と本数は、すべて高・中木となっており、アカマツ15本、イタヤカエデ7本、イチョウ2本、イロハモミジ70本、ウラジロモミ1本、オオモミジ5本、カシワ6本、チョウセンゴヨウ2本、トチノキ2本、トドマツ1本、ノムラカエデ2本、モミジ2本、ヤマモミジ8本となっている。なお、このうちアカマツは石垣天端南辺部に計画的に配されている。また、本丸門への登城坂には、アカマツ9本、サワラ2本、ソメイヨシノ1本、ツバキ3本の高・中木と低木で唯一のライラック1本が植えられている。

(2) ニノ丸

ア ニノ丸の現状

ニノ丸の中央は、明治39(1906)年の岩手公園開園に伴って中ノ丸の石垣が撤去されて平坦となり、また、南西部の虎口が設けられた石垣が撤去されている。公園施設としては西辺南側に明治39(1906)年の岩手公園開園に起源をもつ四阿「望岳亭」がある。

また、東側に消防義魂碑と警察彰功碑、中央に新渡戸稲造顕彰碑があるほか、南西部に五訓之碑、北側に啄木歌碑、ベンチ、外灯、電柱、位置標識がある。

なお、ニノ丸南西部に設けられた庭園造園の経緯は不明であるが、現代以降の築造である。

イ ニノ丸の植栽

ニノ丸内の植栽は、モミジ類が整えられた配置で植えられ、その中にカエデ類のほか常緑針葉樹が配されている。曲輪内全域の樹木と本数は、高・中木がイチイ2本、イチョウ3本、エドヒガン3本、カスミザクラ2本、カヤ1本、コウヤマキ2本、コブシ2本、ゴヨウマツ1本、サワラ1本、サンシュユ2本、シダレウメ1本、シノブ

ヒバ1本、チョウセンゴヨウ1本、ナンジャモンジャ1本、ニガキ1本、ハナミズキ2本、バンクスマツ1本、ヒヨクヒバ1本、ミズキ2本、モクレン1本。低木は、アセビ10本、アブラチャシシ1本、ウツギ1本、カラタチ3本、コゴメウツギ1本、サツキ22本、テマリカンボク1本、ドウダンツツジ45本、ハギ2本、ボケ3本、リュウキュウツツジ7本が植えられている。また、東側の石垣壁面と補修(はばき)石垣の上面にはケヤキ3本が自生し、補修石垣の上面にはイロハモミジ1本、ザイフリボク1本、ヤマボウシ1本の高・中木とイボタノキ1本、ニシキギ1本、ハナカイドウ4本、ロウバイ1本の低木がある。また、石垣下面にはウメモドキ1本、ツバキ3本、ニガキ1本、ニシキギ1本が植えられている。さらに、石垣の縁辺や二ノ丸中央にはアカマツ10本が配されている。

(3) 三ノ丸

ア 三ノ丸の現状

三ノ丸石垣の北西部北面は大きく孕み出し、さらに西面は大きく陥没するなど変位を生じており、修復を必要とする状態にある。また、この変位に伴い北西部上面の地形も外側に傾斜しており、降雨時の流水が石垣変位の要因との指摘があることから、樹木の伐採を行った上での造成が必要になっている。

公園施設としては、烏帽子岩の南側に明治39(1906)年の岩手公園開園に起源をもつ四阿「捨翠亭」とトイレ各1棟のほか、ベンチや外灯、電柱、位置標識がある。

イ 三ノ丸の植栽

三ノ丸内の植生は、櫻山神社周辺はスギやヒバなどの常緑樹、西側はイロハモミジなどの落葉樹、南東部はサクラが集中する。曲輪内の樹木と本数は、高・中木がアカマツ12本、イタヤカエデ1本、イロハモミジ19本、エゴノキ2本、エドヒガン2本、オオモミジ2本、オリハタカエデ1本、カエデ1本、クマノミズキ2本、クロマツ5本、ケヤキ2本、サクラ16本、サワラ36本、シダレザクラ1本、スギ28本、ソメイヨシノ6本、タケ3本、チャボヒバ1本、チョウセンゴヨウ2本、ツバキ1本、ドイツトウヒ1本、ドウダンツツジ3本、ニシキギ2本、ハリキギ2本、ヒバ13本、マンサク1本、モミジ4本。低木はイヌツゲ1本、カラタチ4本、スグリ2本、バラ1本、ユキヤナギ2本、リュウキュウツツジ4本がある。

(4) 淡路丸

ア 淡路丸の遺構と現状

保存管理計画において、本丸跡に次いで重要な地区であることから、第2種区域として位置づけており、平成35年度から平成44年度に至る第2期整備計画において盛岡城跡の特徴的な遺構整備と近代公園開設当初の空間的広がり再生する整備を行うこととしている。範囲は、本丸石垣の東・南・西側下の腰曲輪で、面積は約8,548㎡の範囲である。

この地区の江戸時代の様相は変遷を経るが、主に南側部分に淡路丸と記載された絵図があり、時代が下るとともに東側に限定された名称に変わっている。明和3(1766)

年に描かれた盛岡城図には、東・南・西側それぞれが区画施設で仕切られている。西側には淡路丸と記され北端の一段低地となる曲輪には「オカユヘヤ」と井戸が描かれているだけで、その他の施設は描かれていない。

また、南東部には隅櫓2棟、この北西側には番所や(宝)蔵がある。

なお、本丸南側下には石垣に隣接して馬場が設けられており、馬見座敷も描かれている。西側は本丸から下る百足橋があり榊山稲荷曲輪に通じている。

この区域は藩主のプライベートな傾向が強く、幕末には入隅部分に本丸南西部の二階櫓から接続して二階建ての「聖長楼」が建築されている。

イ 淡路丸の植栽

樹木と本数は、東側の高・中木がアカマツ1本、アメリカザイフリボク2本、ウメ2本、エゾエノキ1本、エドヒガン1本、ゴヨウマツ2本、サクラ(ソメイヨシノ主体)72本、サルスベリ1本、シダレザクラ2本、ツバキ2本、ドイツトウヒ1本、ナツツバキ2本、モミジ1本。低木はアセビ1本、イボタノキ2本、サツキ7本、ツツジ1本、ドウダンツツジ5本、ニシシギ4本、ヤマブキ2本、ライラック2本、レンギョウ1本がある。

なお、「オカユヘヤ」のあった北端の低地の法面には基本的にサツキやツツジなどの低木類が植栽されているが、櫻山大明神があった曲輪にはエドヒガンやウメ、モミジが点在するもソメイヨシノを主体として植えられている。

南側の高・中木は、アカマツ1本、エドヒガン1本、オオモミジ3本、クロマツ8本、ゴヨウマツ8本、サクラ(ソメイヨシノ主体)62本、モミジ1本があり、低木はアズキナシ1本、キャラボク2本、ドウダンツツジ7本、ニシシギ2本が植えられ、ソメイヨシノが圧倒的に卓越する。この東側から南側にかけては明治39(1906)年の公園整備の際にサクラ林として設計されたことより、園路の内側は開園当初からの樹木であるが、外側は昭和60年以降の石垣修復以後に植えられた。

西側は、イタヤカエデ5本、イチイ1本、イチョウ5本、イロハモミジ9本、エドヒガン1本、オオモミジ1本、カラマツ1本、クロマツ20本、サクラ1本、チョウセンゴヨウ1本、ハウチワカエデ1本、モミジ1本、ヤマモミジ7本、ルブラカエデ3本があり、低木はイヌツゲ2本、キャラボク2本、コマユミ2本、ニシシギ1本、マメツゲ1本となっており、イチョウを織り交ぜながら本丸や二ノ丸同様、カエデやモミジ類を主体としている。

(5) 榊山稲荷曲輪

ア 榊山稲荷曲輪の遺構と現状

本丸西側の腰曲輪下に設けられた曲輪で、現在確認できる遺構は井戸跡1基のみである。

江戸時代には稲荷社の祠が祀られていたが、戊辰戦争の敗戦に伴い失われた。なお、現在の稲荷社は櫻山神社の本殿西側に祀られており、明治4(1871)年に櫻山大明神の御神体を城内から加賀野の妙泉寺の裏山に仮遷座する際に伴ったと伝えられている。

明治7(1874)年の城内の建物撤去以降に撮影された写真には、スギとマツが見えるが現在はない。

曲輪内の東側背面の積み石は、二ノ丸南西部の出角と入角部分を補修するように積まれているが、腰曲輪からの階段とともに補修が必要な状態にある。曲輪の面積は約413 m²の面積で、二ノ丸や三ノ丸同様に第2種地区としている。

イ 榊山稲荷曲輪の植栽

曲輪内にはアアカマツ1本、エドヒガン5本、サクラ1本、ハナミズキ3本、モミジ3本、ヤマモミジ1本の高木とドウダンツツジ1本、ニシキギ1本、ボケ1本があり、いずれも明治期以降に植栽された。

また、明治39(1906)年の岩手公園開園に起源を持つ四阿「双龍亭」の位置に肴部屋があり、以前には(櫻山)大明神が祀られていた。さらに、遊具の位置に武具所、バラ園西側には城内で使用する漆器の製作や修繕をおこなう塗師小屋が描かれており、一帯が城内での食事を賄う台所のほか、工房や練兵場など多様な機能を果たしていた地区であったことが伺える。現在、台所跡から不明門にかけては岩手公園開園に伴って坂道が設けられているが、江戸時代にはバラ園の南側から不明門南東側にある花崗岩の転石南側にかけて直登する坂道があった。

台所地区内に存在した建物の破却時期は不明であるが、明治22(1889)年に南部家から陸軍大臣秘書官あてに提出された城地の払い下げ願いに関連する図面には描かれていないことから、台所の枡形とともにすべての建物はこの時期までには撤去されていたようである。

また、江戸時代の台所内の地形は、二ノ丸から鶴ヶ池にかけて緩やかに傾斜する地形であったが、岩手公園開園に伴ってほぼ平坦に造成されて運動場となり、現在のバラ園も植物園として整備された。この地区は東側の鶴ヶ池との間には多くの植栽が見られるが、土塁上に育成していることから、鶴ヶ池の植栽として取り扱った。

台所跡の範囲は南・西面の法面を含み、面積は約8,027 m²である。台所跡は現在、多目的広場として主に都市公園として広範な目的に利用されており、保存管理計画において第3種地区に位置付けている。

(6) 台所跡(第16図)

ア 台所跡の遺構と現状

江戸時代の台所跡の遺構は、明治7(1874)年の建物払い下げの対象になっていないことから詳細は不明であるが、絵図には現在のトイレと北側の階段の場所に台所門・蔵・番所があり、この南側に広大な台所屋敷、南西隅に井戸があった。

イ 台所跡内の植栽

台所跡の樹木と本数は、オオモミジ2本、カツラ1本、ケヤキ1本、ケンポナシ3本、サクラ4本、サツキ2本、シダレカツラ1本、ツバキ2本、トチノキ2本、ナンジャモンジャ1本の高・中木があり、低木はアジサイ2本、ウツギ7本、ウメモドキ2本、ガクアジサイ1本、ツツジ5本、ドウダンツツジ9本、トサミズキ8本、ニシ

キギ 28 本，ヒュウガミズキ 1 本，ボケ 13 本，ユキヤナギ 20 本，リュウキュウツツジ 42 本，レンゲツツジ 2 本がある。

なお，高木は不明門南側にトチノキとシダレカツラ。西側法面の上部にケヤキの大木，中段にカツラがあり，南側法面の上部にはサクラ，下段にはオオモミジがある。

低木類は，西側法面全体にリュウキュウツツジ，法面上段縁辺にドウダンツツジが。南側法面の上段にはユキヤナギ，下段にはニシキギとボケが多い。高木は不明門南側にトチノキとシダレカツラ。西側法面の上部にケヤキの大木，中段にカツラがある。

また，南側法面の上部にはサクラ，下段にはオオモミジがある。低木類は，西側法面全体にリュウキュウツツジ，法面上段縁辺にドウダンツツジ，南側法面の上段にはユキヤナギ，下段にはニシキギとボケが多い。

(7) 鉛蔵跡

ア 鉛蔵跡の遺構と現状

江戸時代のこの地区は，東側の鶴ヶ池法面と帯曲輪との境には，柵などの区画施設があった。また，本(米内)蔵方面から北側に向かって一段高まりとなり現在，ツバキが植えられている場所にはスギの巨木の中に鍛冶屋門があり，さらに岩手公園開園に起源を持つ四阿「枕流亭」の場所には鉛蔵が存在した。

明治 39(1906)年の岩手公園開園に伴い，帯曲輪にあったスギの並木は伐採されてウメ林として整備され，その後鶴ヶ池の西側法面はイロハモミジを主体として再整備された。曲輪の面積は約 5,125 m²の範囲で，保存管理計画において鶴ヶ池は第 2 種区域，帯曲輪を第 3 種区域としている。

イ 鉛蔵跡の植栽

鉛蔵跡の植栽は，高・中木がアカマツ 2 本，イチイ 4 本，イチジク 3 本，イロハモミジ 77 本，ウメ 83 本，エゴノキ 2 本，エゾエノキ 2 本，カエデ 1 本，カツラ 1 本，キハダ 1 本，クヌギ 3 本，クリ 1 本，ケヤキ 4 本，コブシ 1 本，サクラ 5 本，サザンカ 2 本，サワラ 1 本，サンシュユ 1 本，シダレウメ 3 本，スギ 5 本，ツバキ 12 本，ナツツバキ 1 本，ナナカマド 5 本，ヒュウガミズキ 1 本，フジ 1 本，フジボタンシダレ 1 本，マンサク 1 本，ミズキ 1 本，モミジ 3 本，ヤマボウシ 4 本。

低木はアオキ 23 本，アセビ 33 本，アブラチャシ 1 本，イボタノキ 2 本，ウツギ 4 本，ガマズミ 1 本，カマツカ 1 本，カラタチ 3 本，コムラサキ 3 本，サツキ 8 本，サラサドウダンツツジ 4 本，ツゲ 1 本，ツツジ 7 本，ツリバナ 1 本，ドウダンツツジ 19 本，ニシキギ 28 本，ニワトコ 1 本，ノリウツギ 1 本，バイカウツギ 6 本，ハナカイドウ 2 本，ボケ 2 本，ヤマブキ 2 本，ユキヤナギ 12 本，リュウキュウツツジ 12 本，レンギョウ 3 本があり，帯曲輪はウメを主体としながら，ツツジ類などの低木類を配している。また，鶴ヶ池沿いには，イロハモミジのほかケヤキやスギなどの高木類が多い。

(8) 本蔵跡

ア 本蔵跡の遺構と現状

江戸時代の本蔵跡地区には、現在の公園管理事務所の南側に米内蔵門があり、東西の東側は中津川、西側は旧北上川まで区画施設で区切られ、さらにこれより低地となる南側は、鶴ヶ池や亀ヶ池と同様の堀が存在したが、現在は民有地となっている。

米内蔵跡には現在、西側の都市計画道路下ノ橋更ノ沢線拡張に伴って移設した城内唯一の建築遺構である彦蔵がある。なお、米内蔵は江戸時代初期には本蔵と呼ばれ、西側に坂下門跡の周辺には祖母蔵、孫蔵、彦蔵が存在した。

なお、昭和60年度から実施した淡路丸から鉛蔵跡にかけての石垣修復工事や女学校寄宿舎の移転によって、石垣南東側から南側下にあった従来の植栽は一変され、シダレザクラやサツキなどが植えられているが、史跡境界沿いには高木類が残されている。曲輪の面積は約6,221㎡の範囲で、保存管理計画において、堀跡は第2種区域、帯曲輪を第3種区域としている。

イ 本蔵跡の植栽

本蔵跡の植栽は、高・中木がアオギリ2本、アカマツ9本、イタヤカエデ1本、イチイ12本、イチョウ1本、イロハモミジ5本、ウメ4本、エゾエノキ3本、カエデ4本、カツラ1本、キタゴヨウ1本、キンモクセイ2本、クロマツ3本、ケンポナシ1本、コウヤマキ1本、ゴヨウマツ2本、サクラ4本、サワラ2本、サンシュユ1本、シダレウメ1本、シダレザクラ5本、シダレモミジ1本、スギ9本、タケ2本、チャボヒバ17本、チョウセンゴヨウ1本、ツキカゲシダレウメ1本、ツバキ1本、ドイツトウヒ4本、トチノキ1本、ナツグミ2本、ナツツバキ1本、ナナカマド1本、ニガキ1本、ハウチワカエデ1本、ヤエベニザクラ1本、ハナキササゲ1本、ハナモモ9本、バラ2本、ヒメゴヨウマツ1本、ポポー1本、マサキ5本、モミジ7本、ユズリハ6本がる。また低木は、アオキ3本、アセビ2本、イヌツゲ1本、イボタノキ3本、ウメモドキ1本、エゾムラサキツツジ5本、サツキ46本、サンザシ1本、ツゲ4本、ドウダンツツジ62本、ニシシギ2本、フヨウ2本、ブルーベリー4本、マメツゲ1本、ムクゲ2本、リュウキュウツツジ26本、レンギョウ2本、レンゲツツジ2本がある。

(9) 孫蔵跡

ア 孫蔵跡の遺構と現状

江戸時代初期の坂下門跡地区は蔵屋敷とも呼ばれ、城の搦手口にあたることから多くの蔵が建てられた。この蔵は時代によって変遷するが、現在の補修石垣の西方に彦蔵。吹上門跡に至る登城坂下で、榊山稲荷曲輪の南側下に孫蔵があった。

なお、吹上門の登城坂は、明治39(1906)年に岩手公園が整備された際、本来正門である綱門や鳩門地域が櫻山神社の境内地となったことにより、正面として整備されたため緩やかにするためかさ上げされている。

この地区の面積は約1,704㎡の範囲で、保存管理計画において、帯曲輪であることから第3種区域に位置付けている。

イ 孫蔵跡の植栽

孫蔵跡の植栽は、高・中木がクロマツ 16 本、サンシュユ 7 本、ズミ 1 本、ハナモモ 3 本。低木がドウダンツツジ 8 本、ベニサンザシ 1 本、モモ 1 本、ユキヤナギ 10 本、リュウキュウツツジ 9 本があり、坂下門から吹上門に至る登城坂の下と石垣天端にクロマツが集中する。

また、南東隅の補修(はばき)石垣の上部にユキヤナギが植えられ、登城坂下の平坦地にはリュウキュウツツジやドウダンツツジなどの低木類が集中する。

(10) 本新蔵跡

ア 本新蔵跡の遺構と現状

江戸時代初期にはやはり蔵屋敷とも呼ばれ、亀ヶ池と舟入の間に練形門があり新丸に通じていた。地区内の遺構は変遷するが、孫蔵が置かれた時期もあり、江戸時代中期以降には淡路丸の南側下の本蔵に対して新蔵と称した。また、三ノ丸北西部の石垣から東側の地区は本新蔵入口門と柵列によって区画されていた。

この地区には明治期以降、武徳殿やバス会社などが置かれてきたが、昭和 30 年代から 50 年代にかけて徐々に建物は撤去され整備された。

地区の面積は約 6,153 m²の範囲で、保存管理計画において第 3 種区域としている。

イ 本新蔵跡の植栽

本新蔵跡の植栽は、高・中木がアカマツ 6 本、アメリカザイフリボク 2 本、イチイ 6 本、イチョウ 3 本、イロハモミジ 8 本、ウメ 1 本、キリ 1 本、クロマツ 37 本、ケヤキ 13 本、サルスベリ 4 本、サワラ 8 本、サンシュユ 3 本、シダレザクラ 10 本、タラヨウ 2 本、ツバキ 4 本、ナツツバキ 1 本、ハナミズキ 4 本、マサキ 1 本、ミズキ 1 本、モクゲンジ 4 本、モミジ 1 本があり、低木はイヌツゲ 7 本、ウツギ 1 本、ウメモドキ 2 本、サツキ 38 本、サンザシ 1 本、ツゲ 7 本、ツツジ 13 本、ドウダンツツジ 78 本、ニシシギ 19 本、ハナカイドウ 1 本、ヒメリンゴ 1 本、ベニシダレ 3 本、リュウキュウツツジ 26 本、レンギョウ 11 本が植えられている。

(11) 鶴ヶ池と亀ヶ池

ア 鶴ヶ池と亀ヶ池の遺構と現状

鶴ヶ池は、盛岡城跡内曲輪の綱門を境として東側の区画施設、同じく亀ヶ池は西側の区画施設として枢要な地域であることから、保存管理計画において第 2 種区域として位置づけている。

鶴ヶ池は、都市計画道路中ノ橋大通線を境に南北に分断されているが、本来は一連の遺構である。北側は明治 33(1906)年に遷座した櫻山神社の境内地となり、南側は明治 39(1906)年に開園した岩手公園の用地となり、後に神社側に神通橋が架けられ、さらに埋め立てたものである。このことから、北側は江戸時代の平面形を良好に残しているが、南側は長岡安平の設計に基づいた屈曲した平面形となり、さらに長岡の設計上の特徴のひとつでもある護岸石を組んでいる。また、昭和前期には堀跡を畦畔様

に区切って、蓮池、金魚池、噴水池などの名称がつけられている。なお、対象地の南限は毘沙門岩までとする。

また、亀ヶ池も同様に都市計画道路中ノ橋大通線によって分断されており、この南北で平面形が異なっており、南側には戦後に引揚者のために架設した店舗用の栈橋が歩道橋となっている。

なお、江戸時代初期の亀ヶ池は、西側が船着場(舟入)となって北上川に注いでいたが、北上川の改修後は湿地となっていたようである。対象面積は、鶴ヶ池が8,865 m²、亀ヶ池が約5,834 m²の計約14,699 m²で、内曲輪の区画施設として重要遺構であることから、保存管理計画で第2種区域としている。

イ 鶴ヶ池と亀ヶ池の植栽

中ノ橋大通線の北側の鶴ヶ池の植栽は、高・中木がアカマツ7本、イロハモミジ1本、エゾエノキ2本、エドヒガン1本、サワラ10本、サンシュユ3本、シダレヤナギ5本、ソメイヨシノ3本、ナナカマド2本、モミジ2本、ヤエザクラ2本、ヤナギ1本、ヤマザクラ1本。低木がアジサイ7本、ウツギ2本、キササゲ3本、サツキ1本、サンショウ1本、ツツジ3本、ツリバナ1本、ドウダンツツジ2本、ハナカイドウ1本、ボケ1本、ユキヤナギ1本が植えられており、外側法面にシダレヤナギやサワラ。そして、内側法面にはアカマツ、サクラ、ツツジ、アジサイが多く植えられている。

中ノ橋大通線から南側の鶴ヶ池には、高・中木がアカマツ35本、アカマンサク3本、イチイ1本、イチョウ3本、イロハモミジ10本、ウメ2本、エドヒガン7本、エンジュ1本、カエデ1本、カクレミノ4本、カツラ1本、キンモクセイ3本、クマノミズキ1本、ケヤキ11本、コブシ3本、サイカチ1本、サクラ9本、サワラ5本、スギ31本、スモモ1本、ナツグミ1本、ハナミズキ3本、ヒメコマツ1本、ヒメシャラ1本、フジ1本、マサキ1本、マツ1本、マンサク4本、モクセイ2本、ヤマザクラ1本。低木は、アジサイ8本、アセビ11本、イヌツゲ2本、イボタノキ1本、ウツギ4本、ウメモドキ2本、サツキ8本、ドウダンツツジ41本、トサミズキ11本、ニシキギ11本、ノリウツギ1本、フヨウ1本、ヤマツツジ3本、ユキヤナギ5本、ライラック2本、リュウキュウツツジ8本がある。

また、亀ヶ池の植栽は、中ノ橋大通線の北側には高・中木がアカマツ1本、ウメ2本、キササゲ15本、コブシ1本、サクラ16本、ナンジャモンジャ2本、ヤマナシ1本。低木が、アジサイ13本、イボタノキ2本、ウツギ1本、サンショウ2本、ボケ1本、ユキヤナギ11本があり、外側法面にサクラ、アジサイ、ユキヤナギ。内側法面にはキササゲを植栽している。

また、中ノ橋大通線から南側の高・中木はキハダ1本、シダレヤナギ2本、トチノキ13本。低木は、イボタノキ1本、ツツジ3本、ハナカイドウ4本、ライラック1本、リュウキュウツツジ8本、レンゲツツジ1本が植えられている。

なお、トチノキの並木は昭和30年代に公園整備の一環として植えられた。

(12) 櫻山神社周辺

ア 櫻山神社周辺の遺構と現状

櫻山神社は、江戸時代には城内淡路丸に祭られていたが、戊辰戦争の敗戦に伴って、城域が新政府の管理となったことにより、明治4(1871)年に御神体を城内から加賀野の妙泉寺山に仮遷座した。その後北山に移ったが、城域が南部氏に縁故払い下げとなった後の明治33(1900)年に現在の地に遷座した。神社の本殿は三ノ丸北側中央に位置しており、これに至る階段の設置により石垣の一部切り崩している。

また本殿の北側に接続する幣殿、拝殿、参拝口は内曲輪内に存在した蔵跡の石垣の上に位置している。なお、この蔵跡の石垣は後世に大きく改変されているが、根石の一部は残存している。

範囲は、中ノ橋大通線南側で三ノ丸石垣下の神社境内地と参集殿南側。道路北側は商店街の約11,490㎡の範囲である。

江戸時代に内曲輪の出入口であった鳩門は、神社境内地内、同じく内曲輪の北側にあって正門の綱門は神社参道となり、内曲輪内の北側東半部に存在した勘定所は、社務所から北東側に接続する参集殿や北側の商店街内の中に位置している。

この地区は、都市計画道路中ノ橋大通線に分断されており、保存管理計画において南側は第3種地区。北側は第4種地区に位置付けている。

イ 櫻山神社周辺の植栽

この地区の植栽は中ノ橋大通線の南側の参道から西側の境内内に集中している。樹木と本数は、高・中木がイタヤカエデ1本、イチイ1本、イロハモミジ3本、ウメ1本、カクレミノ1本、カツラ1本、ケヤキ6本、サクラ1本、サワラ3本、シダレザクラ4本、タケ5本、ツバキ1本、ドイツトウヒ1本、ニガキ2本、ヒノキ1本、ヒバ1本、モミジ2本。低木がアオキ1本、アセビ1本、イボタノキ1本、サツキ5本、ツツジ5本、ニシキギ1本、ヤマブキ2本、ライラック1本、リュウキュウツツジ2本、ヤツデ2本がある。

2 史跡全域と周辺

(1) 盛岡城跡公園周辺

城跡(内曲輪の大部分)については、明治23(1890)年に南部家が国から縁故払い下げを受け、明治36(1903)年から岩手県が公園整備計画に着手、明治39(1896)年に南部家と県知事の間で、「土地使用賃借契約書」を締結し、日々谷公園の設計案の策定等、東京府の公園整備に携わった長岡安平の設計により整備工事に着手、同年9月15日に岩手公園として開園した。設計にあたっては、地域の自然や特色を活かすことを要諦としており、各曲輪の形状や石垣を大きく改変することなく、四季を楽しめる花木や草花(サクラ、モミジ、アジサイ等)を植栽し、曲輪の平場を芝生広場として、内堀を生かしながら鶴ヶ池を整備するなどの手法がとられてきた。

芝生広場はかつて物産陳列館が存在していた場所でもあり、現在もりおか歴史文化館と隣接する良好な緑地として市民に親しまれている。盛岡城跡公園を代表する全国

的なイベントである、いしがきミュージックフェスティバルにおいても仮設ステージが建設される場所の一つとなっており、賑わいを創出するための貴重な空地として捉えられている。芝生広場側からもりおか歴史文化館へ入場するための出入り口も設けられており、観光客にとっては自然を楽しみながら公園内を散策したあとにもりおか歴史文化館へ入場するという主要動線ともなっていると言える。

芝生広場内の植栽としてはマツやスギ、ツツジやツゲ等が存在しており、所々に点在している景石と相まって良好な景観を創出している。

景石・芝生との調和を考える上でも、広場中心部に存在するマツの管理には注意を払うべきである。現在は樹高にして2.5mから3m程度のものが多数となっているが、樹高としては現在の状態を維持することが景観上望ましいと思われる。

したがって、今後の管理にあたっては、2.5～3m程度の樹高を維持しつつ、景石との調和を意識した樹形維持が必要である。

鶴ヶ池側には樹高の高いマツが多く存在している。このマツや一部の低木があることにより鶴ヶ池の法面保護や池への転落防止など利用者の安全確保の一役を担っていると見える。その反面、芝生広場側から鶴ヶ池を見たときの視界を遮っている箇所があるのも事実である。

したがって、鶴ヶ池側の高木に関しては一部間引くことを検討することとする。公園の内堀を挟んで北側には内丸緑地、約300m北東の県民会館北側には緑の広場(旧内丸公園)が所在している。さらに、中津川を挟んだ南側には新渡戸稲造生誕の地が新渡戸緑地として整備されており、城跡の周辺にも良好な緑が保存管理され、現在に至る。

今日まで引き継がれてきた「地域の自然や特色を生かす」という公園開設当初の設計者の考え方を重要視し、原則としては、四季の移り変わりを体感できるような花木や草花、歴史的な修景の維持に大いに寄与し、シンボルとなり得る樹木は優先的に保存管理すべきである。ただし、遺構復元整備や石垣の安全管理上支障となり得る樹木、枯損した樹木等に関しては、公園利用者の安全を確保するため、必要に応じて剪定及び伐採することとする。

(2) 史跡隣接地

ア 内丸緑地

櫻山神社参道地区北側に隣接する内丸緑地(2,949 m²)は、官公庁街の憩いの場として、岩手県において整備され昭和52年に開設されている。

敷地内には、隣接する鶴ヶ池、亀ヶ池沿いに41本のヒマラヤスギが植栽されているほか、キャラボク、ユリノキ、シラカバ、ナナカマド、ヤマボウシの中木～高木、サツキ、ドウダンツツジなどの低木が植栽されている。

日常管理については、指定管理者へ委託されており、植栽についても委託に係る管理業務仕様書の中で管理基準が定められ、これに従って管理されている。

しかし、整備後40年以上経過し、ヒマラヤスギなどの高木化により史跡北辺の間地石垣に根系の侵入による孕みなどの悪影響がみられるほか、高木化した樹木につ

いて枝の落下や倒木等の危険が指摘されており、岩手県ではこれらの対応策について広く県民の意見を聞きながら検討を進めることとしている。

イ 芝生広場

芝生広場は鶴ヶ池の東側に位置し、中津川沿いのビクトリアロードまでの広場で、都市公園として昭和45年に整備された。広場は園路により数ブロックに割かれており、きれいに手入れされた芝生は、中心市街地において憩いややすらぎを与える貴重な緑地空間として広く市民に愛されている。

広場東側のビクトリアロード沿いの空間には37本の巨木となったユリノキが年月を感じさせる大きな存在感を示している。その他にも高木となったイチョウ5本やヤエザクラ15本、ツツジ等の中低木類が植栽されている。鶴ヶ池南端のホテルの里と園路に囲まれた空間には、サクラの古木1本、クロマツ、アカマツ、ゴヨウマツ、ウコン、ヒメリンゴ、ツツジ等が植栽されているほか、自生した落葉樹類があり静寂な空間となっている。もりおか歴史文化館西側から鶴ヶ池に架かる橋までの広場には、アカマツやスギなどの高木が50本以上ある。このように芝生広場は周囲を高木類に囲まれ、市街地景観から遮断された静寂な空間となっている。

また、この広場では盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携記念や盛岡市グリーンバンクなど盛岡市内で活動している各種団体の設立記念などを祝して記念樹植栽の場としても利用されている。

芝生広場北側には、平成21～24年度にかけてもりおか歴史文化館とエントランス広場が整備されている。この広場は盛岡城跡公園北側の玄関口となっており、市民の憩いの場として活用されているほか、年間を通じて各種イベントが開催されている。この広場内にも花壇や芝生広場が設けられているほか、昭和45年の整備時に植栽されたヒマラヤスギ、カツラ等の高木が残っている。なお、この敷地には昭和45年の整備当初、県立図書館が整備されたが、盛岡駅西口地区への移転に伴い、盛岡市において跡地を取得しもりおか歴史文化館として整備したものである。この整備にあたって北側都市計画道路沿いのヒマラヤスギの伐採を行ったが、当時、この伐採を巡って多くの市民を巻き込んだ議論が起きた。

V 植栽管理の方針

1 石垣や遺構の保全に影響を及ぼす樹木の取り扱い

(1) 石垣の積み石に変位を及ぼしている樹木

ア 支障となる樹木

指定地内において、石垣の積み石中のほか石垣天端や根石に近接し、或いは江戸時代に石垣の孕みや緩みなどの変位が生じたものの積み直しを行わず、新たな石垣を毀損部に構築することで崩壊を防止した補修(はばき)石垣に植生している樹木は245本で、このうち中・高木は223本を数える。支障となっている樹木のうち最も課題となっている樹木は、石垣の天端から中位に植生したケヤキやエドヒガンで、石垣に顕著な変位をもたらしている。地区と樹木をみると、二ノ丸東側のケヤキ、吹上門跡への登城坂正面のエドヒガンとサクラや榊山稲荷曲輪東側のエドヒガンがあげられる。

また、軽微な石垣変位ではあるものの、二ノ丸西側や榊山稲荷曲輪内の石垣天端隅石に植生している高木のアカマツ、エドヒガン、サクラの枯枝は石垣の下に垂れ下がっている状態にある。このほか、二ノ丸、三ノ丸、淡路丸、さらには孫蔵跡の登城坂のクロマツは石垣天端の外周に直列に配されている中木～高木のアカマツ。さらに、各地区の石垣天端や根石に近接して植生しているイチイ、イチョウ、イタヤカエデ、イロハモミジ、ウメ、コウヤマキ、ゴヨウマツ、サクラ、サルスベリ、サワラ、スギ、ソメイヨシノ、ニガキ、ハナモモ、バンクスマツ、ヤマモミジ、ルブラカエデなどの樹木は成長や地震などの災害にともなって樹根が積み石に影響を及ぼすことが懸念される。

なお、ウメモドキ、ザイフリボク、サツキ、ツゲ、ニシキギ、ハナカイドウ、ロウバイ、ヤマボウシ、ユキヤナギなど22本の低木は石垣の変位に直接的に影響する可能性は低いですが、補修するための石垣上下に生育していることや石垣修復に伴って支障となっている。

イ 対応方針

石垣において樹木が生育すると、根系の侵入による石積みの孕み、倒木に伴う石垣の毀損につながる恐れがあるため、早期に対策を講じる必要がある。

- (ア) 石垣に生育する樹木については、必要に応じて石垣保存の措置として伐採を進めるものとする。
- (イ) 樹木の根系の広がりによって異なるが、石垣天端や根石から3m以内の範囲については、原則として植栽を行わないこととする等、将来にわたって樹木の根が石垣に悪影響を及ぼさないような措置を講じることとする。
- (ウ) 根系の除去が遺構の保存に悪影響を及ぼす場合については、根系が枯死・腐朽した後に除去を行うものとし、除去後に適切な処置を施すものとする。
- (エ) 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的刈り取りを行う。

ウ 課題

遺構と石垣の保全を優先するが、次の課題がある。まず、榊山稲荷曲輪東側の石垣天端のエドヒガンは、落雷を受けて大きく損傷しているものの、江戸時代から植生している古木の可能性が指摘されていることから、石垣変位の推移を観察しながら段階的に対応することとする。

なお、中国原産のイチョウ、サルスベリ、ハナカイドウ、ハナモモ、ロウバイや関東以西を原産とするユキヤナギは除去するものとする。ただし、ウメは歴史的修景を構成することから、石垣の変位と樹木の状態を観察しながら徐々に離すこととする。

また、鶴ヶ池と亀ヶ池の北側の積み石は、隣接する指定地外の内丸緑地に植えられて巨木化したヒマラヤスギの根によって崩壊しており、課題となっている。

基本方針：石垣に変位を及ぼしている樹木は緊急に伐採とし、石垣に近接して将来的に変位を及ぼす可能性のある樹木は変位の状況を観察しながら修景や眺望の観点から対処

(抜根は行わず、変位の経過観察の後に必要に応じて石垣修復を検討)

対象樹木：石垣積み石に生育し、石垣天端や根石に近接している樹木

(石垣天端及び根石から3m以内に生育している樹木とするが、樹木によってはこれ内外の距離を保つ)

(2) 石垣に近接している樹木

ア 支障となる樹木

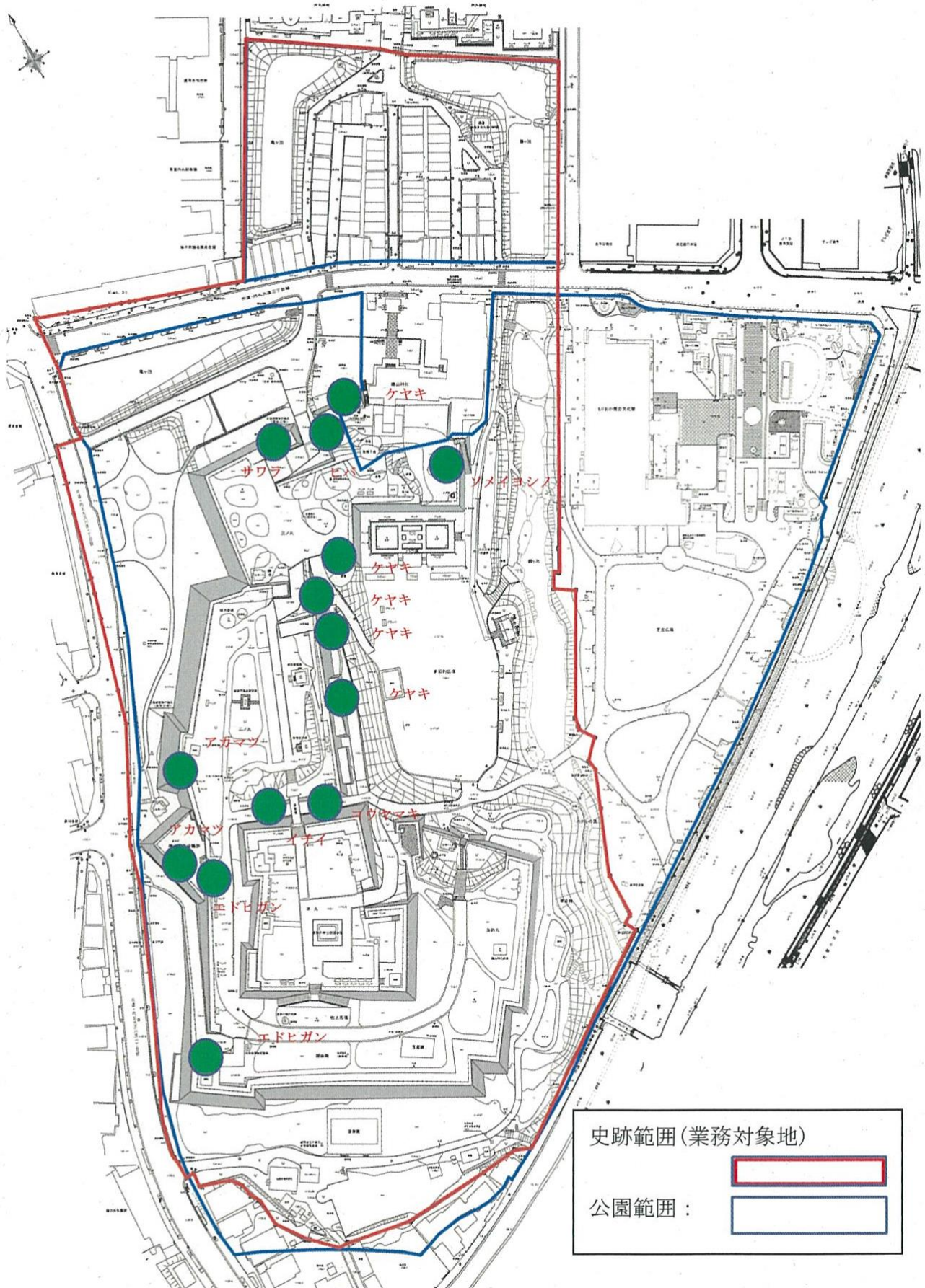
江戸時代の本丸内は、坪庭や通路を除いて建物が密集して建てられていたが、その建物も明治7(1874)年に解体された。同時に城内の樹木973本も売却され、さらに明治24年にも1,304本が売却されている。明治39(1906)年の公園開設の式典時には、荒地とっていた土地が整地されて式典会場となっている。本丸の植栽は、明治39年に描かれた長岡安平の設計図によれば、園路沿いや石垣縁辺部にマツの植樹が計画され、実際に植えられている。今日みられるイタヤカエデ等は明治41(1908)年に造営された「南部中尉騎馬像」以降で、本丸建物の基礎跡が整地され、落葉樹を主体に整備されたことが古写真から伺える。なお、イロハモミジは戦後に植えられたものである。また、今日みられるカエデ類などの落葉樹の景色は、秋季には市民にとって憩いと安らぎの空間となっているものの、大木となった根が地下遺構に与える影響と石垣天端上に植えられたアアカマツは史跡の保存管理上から課題となっている。

(ア) 石垣に近接している樹木は、具体的に変位を与えない限り、現状維持とする。

(イ) 石垣に近接する樹木であっても石垣に悪影響を与えないと判断される樹木については、今後の整備に支障のないものに限り、石垣修復工事の際に防根シートの施工を検討するなど可能な限り残すこととする。

イ 対応方針

(ア) 樹種によって根系の広がり異なるが、石垣天端や根石から3m以内の範囲は、原則として植栽を行わないこととし、樹種によってはこれ以上の距離を保つ。



第3図 石垣の積み石に変位を及ぼしている樹木

なお、更新時には現在の園路の内側への植栽は行わない。

(イ) 地下遺構の保存上から支障となっている樹木を伐採する。

(原則として抜根行わないが、表土(盛土を含む)中におさまる根は撤去)

(ウ) 絵図等から建物が存在したと想定される場所に生育する樹木または発掘調査
にから遺構と重複している樹木の伐採

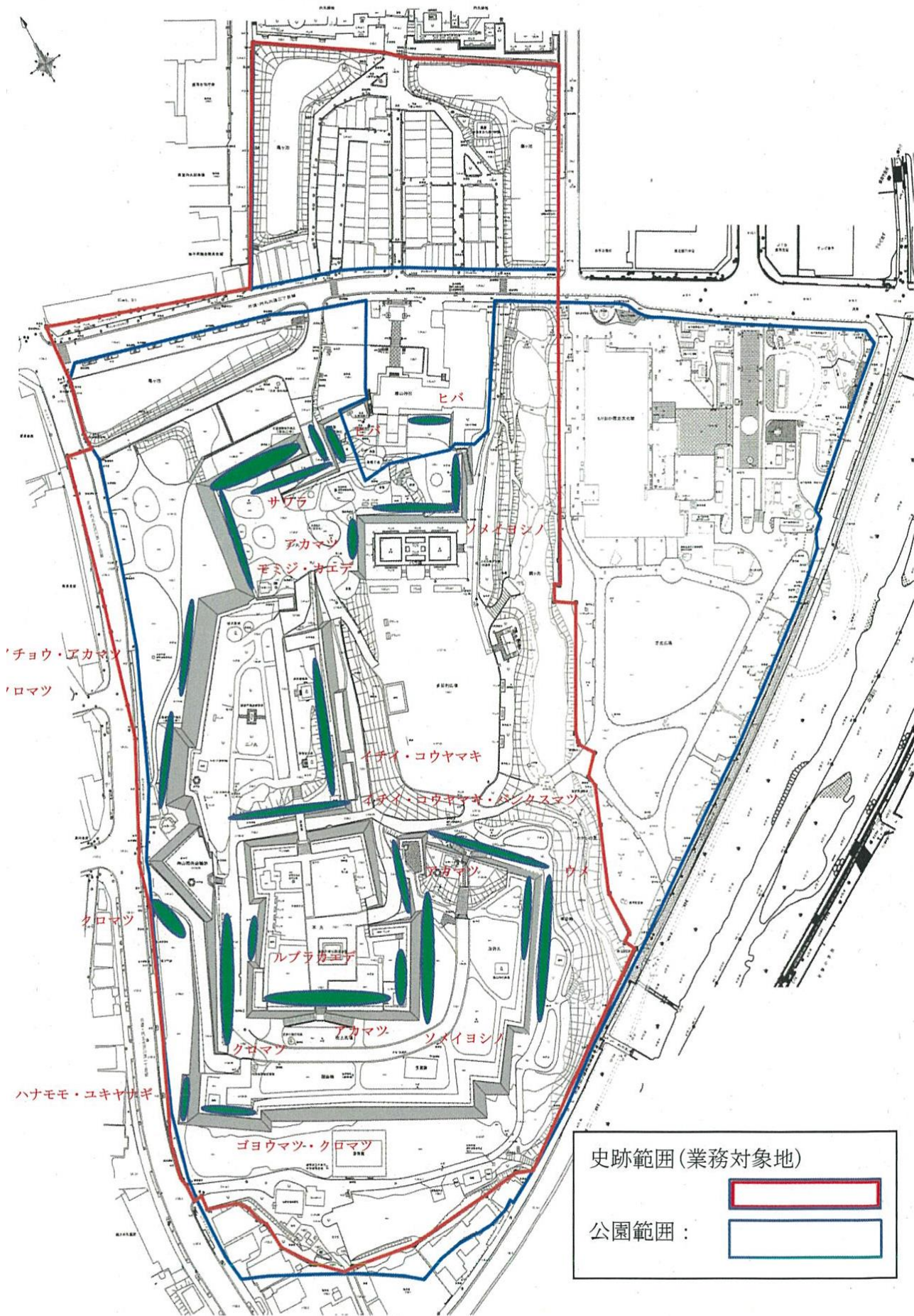
ウ 課題

石垣に近接し、高木になっている樹木は風の影響を受けやすく、予期せずに倒木する可能性があることから、日常管理による剪定を必要とする。

(3) 土塁・堀跡等法面を洗掘している樹木

本来、近世城郭が機能していた当時は、土塁や堀などの法面には、植栽は行わないことで維持されてきたが、公園整備に伴い低木類が植えられ、植栽または自生した中・高木が巨木化し、さらには自由に通路が設けられたことで、様々な課題が生じている。

特に、樹木の根や通路による踏圧等により表土が流失して裸地が発生した場所では、新たに降雨時の水の流路となるなど遺構への悪影響が発生している。



第4図 石垣の積み石に近接している樹木

基本方針：法面の洗掘の原因となっている樹木の伐採、剪定、移植と地被植物の
植栽対象樹木：法面に植栽された低・中・高木

ア 支障となる樹木

(ア) 法面に植栽された低・中・高木

イ 対応方針

- (ア) 発生した裸地については、立ち入りを制限の対策を講じるとともに、腐植土や木材チップを敷設して、洗掘の防止を図り植生の回復に努める。
- (イ) 既に小規模な流路が形成されている箇所については、上記の措置のほか必要に応じて土木的な整備について検討するものとする。
- (ウ) 密植している低木類のうち、移入木を主にして本数を間引き、また根によって洗掘が顕著で法面の崩壊の原因となっている中・高木の伐採を進める。

(4) 遺構の保存上支障となる樹木

基本方針：地下遺構の保存上から支障となっている樹木の伐採(原則として抜根は行わないが、表土(盛土を含む)中におさまる根は撤去)

対象樹木：絵図等から建物が存在したと想定される場所に生育する樹木または発掘調査から遺構と重複している樹木

2 史跡の保存整備上支障となる樹木

(1) 史跡整備

基本方針：史跡整備上支障となる樹木は必要に応じて伐採

(表土中に根がおさまる樹木は移植、遺構面を損する樹木は伐採)

対象樹木：対象樹木：瓦門及び三ノ丸石垣内外の実施に支障となる樹木

(2) 発掘調査

ア 対応方針

史跡整備及び学術調査に伴う発掘調査で支障となる樹木は必要に応じて移植、伐採を行う(表土中に根がおさまる樹木は移植、遺構面を損する樹木は伐採)。

イ 対応方針

対象樹木：実施に支障となる樹木

(3) 整備上支障となるその他の樹木

ア 緑地空間に密生している樹木

基本方針：緑地保全を目的として必要に応じて適宜間伐

イ 幹や枝が枯損し倒木や落枝の可能性のある樹木

基本方針：景観保全や危険防止を目的として適時、枝払い又は伐採

対象樹木：本丸門下のアカマツなど

3 歴史的価値を構成する樹木の保護育成

明治7年及び明治24年に江戸時代から残る樹木の大半が伐採されて売却された経緯があるが、古い写真によると二ノ丸南東部、三ノ丸北東部、淡路丸南西部には依然として樹木が残されたことが看取できるが、その多くは更新されている。

現在生育している樹木のうち、江戸時代から残されている可能性のある樹木としては三ノ丸鳩森曲輪や榊山稲荷曲輪東側のエドヒガンが指摘されているが、二ノ丸南東部のエドヒガンも可能性があり、これらの江戸時代から生育している樹木を古木として定義し、保護しながら更新を図るものとする。なお、明治期以降の樹木についても歴史的経過を踏まえてそれぞれ更新をおこなう。現存する樹木のうち、次に該当する樹木については、積極的に保全を図るものとする。ただし、遺構の保存に悪影響を恐れがある場合、または公園の安全性を脅かす場合には、伐採を含めた対策を検討する。

(1) 江戸時代から生育する可能性のある樹木

基本方針：原則保護生育することとするが、本質的価値を構成する枢要の諸要素の保存管理に支障を生じている樹木については伐採する。

対象樹木：エドヒガン(二ノ丸/南東部、三ノ丸/鳩森曲輪、榊山稲荷曲輪/東部/石垣に変位を与えている)、コウヤマキ・イチイ(二ノ丸/南東部)

(2) 明治期以降から生育する樹木

サクラ(淡路丸)、ウメ(腰曲輪東側)、モミジ(本丸、二ノ丸)

保護の対象樹木は、過度な落ち葉かき等により、根系が露出しないことに配慮する。

すでに根系が露出している樹木については、根系周辺の腐植層を確保するとともに、根元を踏み固めない等の対策を講じる。また、専門家による定期的な診断を行い、適切な措置を講じる。

基本方針：本質的価値を構成する枢要の諸要素の保存管理に支障とならない限り適宜保全する。

対象樹木：モミジ(本丸)遺構との重複関係から残置を検討する。

モミジ(二ノ丸/西側)、サクラ(淡路丸/南・西側)、ウメ(鉛蔵跡)、イチイ(二ノ丸/南東隅)、コウヤマキ(二ノ丸/南東隅)、ソメイヨシノ(三ノ丸/鳩森曲輪)、クマノミズキ(三ノ丸/中央)、イタカエデ(三ノ丸/西側)、ソメイヨシノ(淡路丸/南西側)、ケヤキ(鶴ヶ池/北西部)、コブシ(台所跡/トイレ北側)

(3) 樹齢が古いとされる樹木

基本方針：本質的価値を構成する枢要の諸要素を阻害している樹木や来園者や通行車両に危険を及ぼし、または及ぼす可能性のある樹木は計画的かつ日常的に伐採や剪定する。

対象樹木：イタヤカエデ、イチヨウ、エゾエノキ、エドヒガン、キハダ、ケヤキ、コウヤマキ、シダレヤナギ、トチノキ、ハリギリ

(4) 幹周り3m以上の樹木

基本方針：来園者や通行車両に危険を及ぼし、本質的価値を構成する枢要の諸要素を阻害している樹木は計画的かつ日常的に剪定又は伐採する。

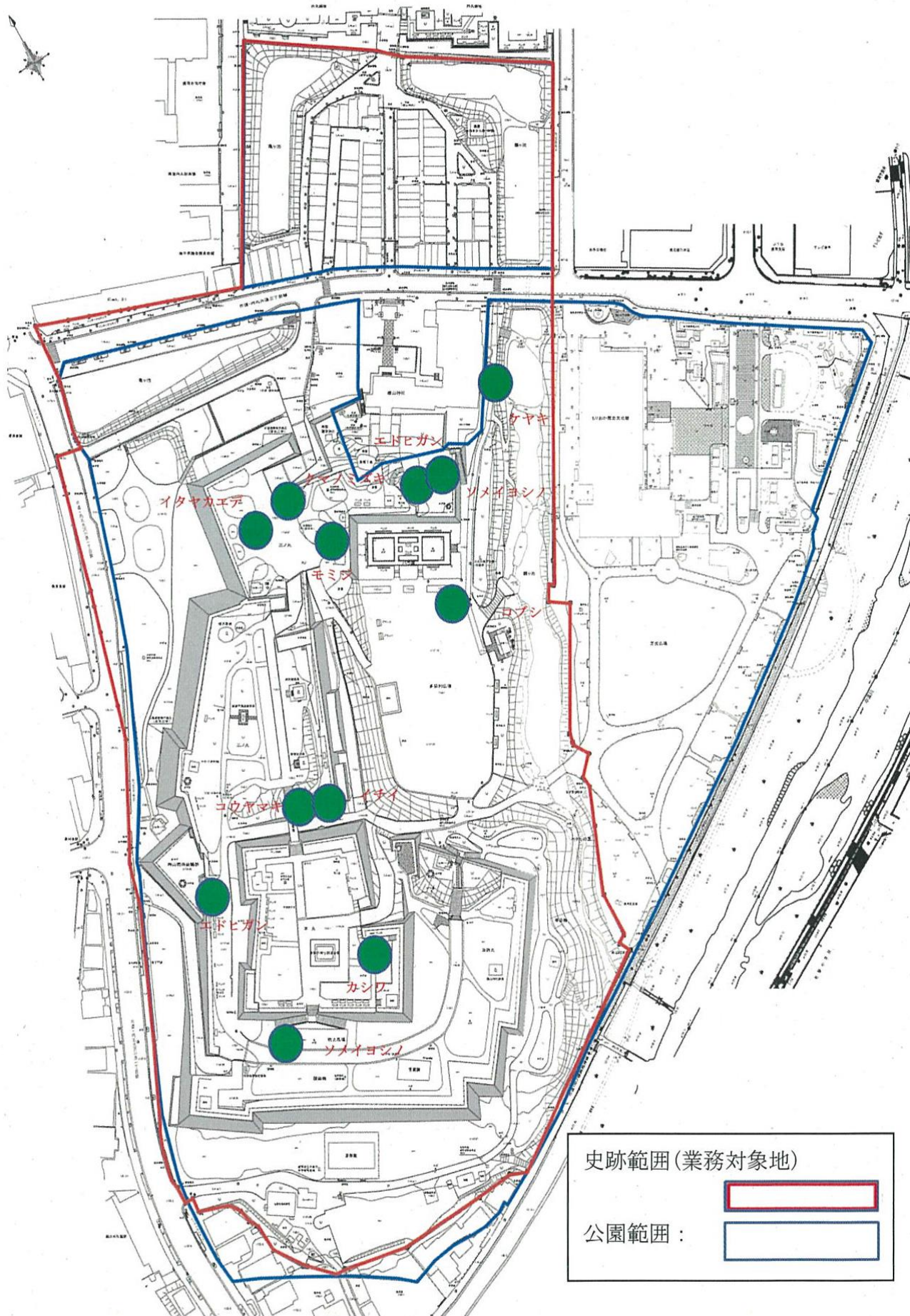
対象樹木：イタヤカエデ、イチョウ、エゾエノキ、エドヒガン、キハダ、ケヤキ、コウヤマキ、シダレヤナギ、トチノキ、ハリギリなど。

(5) 生育数が少ない樹木

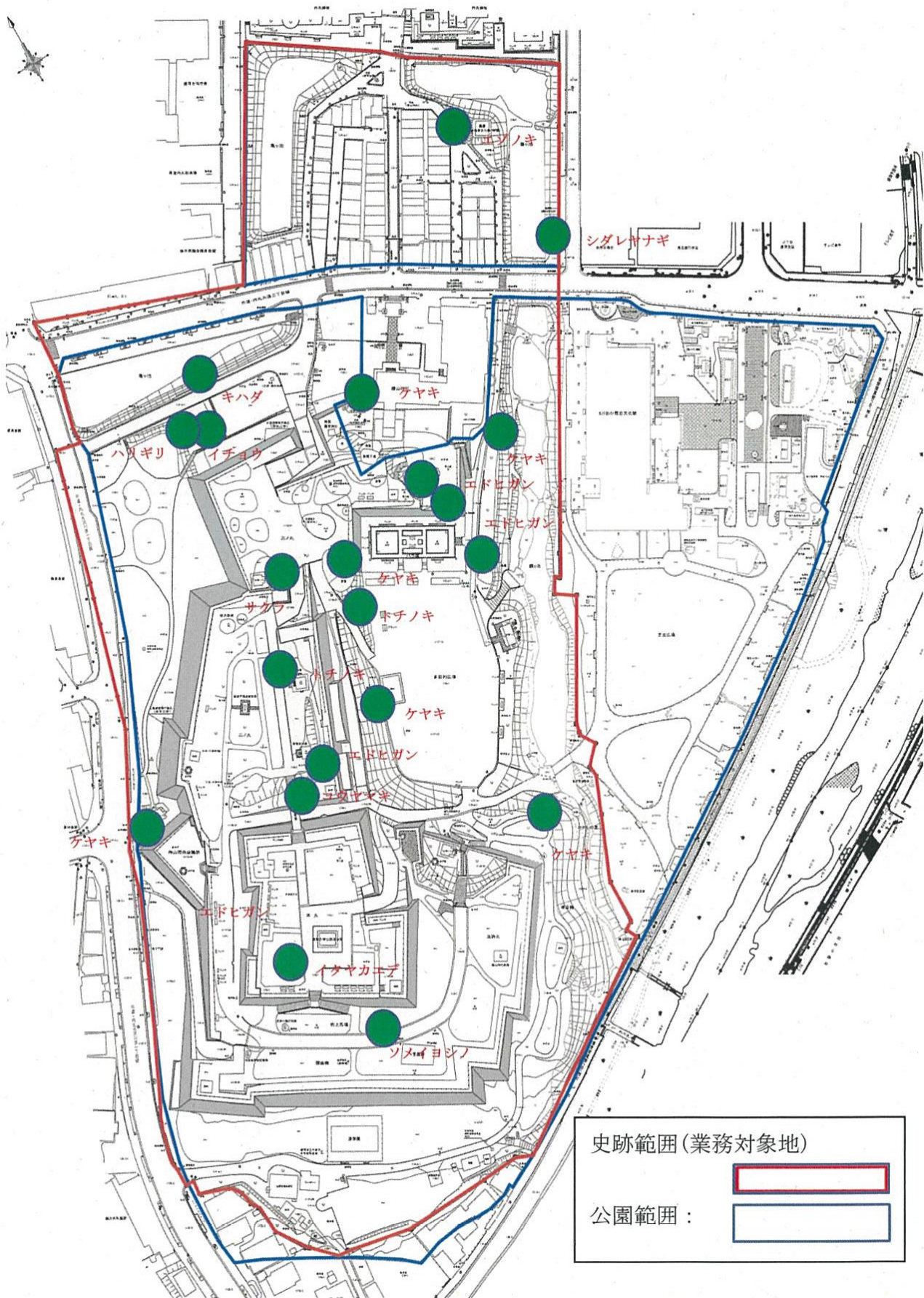
史跡内の樹木のうち5本以下の樹木は88種と同種の個体である。盛岡市内に植物園が少ないため、大半が造園植物であり、いずれの樹木も植物園的な展示を目的に植えられた経緯がある。なお、これらの生育数が少ない樹木のうち、希少なものは国の天然記念物として指定されているシダレカツラと盛岡市の天然記念物に指定されているケンポナシが希少とされる。なお、外来種のナンジャモンジャ(ヒトツバタゴ)も盛岡では貴重とされる。

基本方針：盛岡市にとって貴重な樹木は、本質的価値を構成する枢要の諸要素の保存管理に支障とならない限り適宜保全する。

対象樹木：ケンポナシ、シダレカツラ



第5図 樹齢が古いとされる樹木



第6図 幹周り3m以上の樹木

(6) 移入された樹木

史跡内にあっても都市公園として整備されてきた経緯から本来、盛岡周辺には生息せず天然分布を超えた樹木、いわゆる移入種が植栽されてきた。これらの樹木は盛岡にあっては植物園的な役割を果たしてきた経緯もあり、大通から移植されたイチョウなどは文化的位置付けからも重要な樹木もある。またカラタチのようにアゲハチョウの生息上からも必要で、造園文化史からも貴重な樹木もあることから、史跡としても危険でなければ強制的に排除しない方向とする。

ただし、公園や史跡の質を高める意図から、将来的には在来の低木で見通しのきく樹木への更新を図り、史跡や都市公園としての質の向上を図る。

基本方針：本質的価値を構成する枢要の諸要素を阻害している樹木は計画的に伐採し、史跡や公園の質を高めるため適時見通しの効く在来木に更新する。
対象樹木：イチョウ、ウメ、エンジュ、カラタチ、キササゲ、キンモクセイなど。

(7) 記念に植えられた樹木

生育地は整備計画において不明門の柵形遺構や鶴ヶ池西岸の土塁の遺構表示を計画していることから、移植を前提とするが、発掘調査の結果、遺構を損なう恐れがある場合には伐採を行う。

基本方針：本質的価値を構成する枢要の諸要素の保存管理に支障とならない限り保全を行っていく。

対象樹木：ツゲ 3 本(三ノ丸南東部不明門東側 1 本、台所跡北東部 2 本)
(東北新幹線開通記念植樹・昭和 57 年 大宮市長・盛岡市長・市民)

(8) 標本木・副標本木

平成 9 年 10 月 9 日付けで、盛岡地方気象台から局地的な気象の影響を受けにくい岩手公園内において、植物による季節観測を行いたいとの申し入れがあり、以後観測を行っている。現在はサルスベリがもりおか歴史文化館建設に伴って撤去されており、淡路丸東側のソメイヨシノが標本木、そのほかの樹種は盛岡地方気象台の敷地内に標本木があることから、副標本木となっている。なお、史跡内に生育する対象樹木の本(株)数は表 17 に示すとおりであるが、気象台が観測している樹木の本数は、アジサイ 8 株、イロハモミジ 1 本、サルスベリ 5 本、メイヨシノ 1 本、ツバキ 1 株、ノダフジ 1 株、ヤマツツジ 5 株を対象としていた。

基本方針：本質的価値を構成する枢要の諸要素の保存管理に支障とならない限り適宜保全する。

対象樹木：アジサイ(鶴ヶ池／西側の法面)・イロハモミジ(鉛蔵跡／淡路丸東下の梅林)・ソメイヨシノ(淡路丸／本丸東側の下)・ツバキ(本蔵跡／彦蔵の東側)・(ノダ)フジ(鶴ヶ池／西側の藤棚)・ヤマツツジ(台所跡／西側法面)

4 危険を及ぼす可能性のある樹木

史跡地内には多くの樹木が生育しており、枯損により倒木の恐れや落枝により来園者に危険を及ぼす可能性が指摘されている。また、その生育場所は城跡への主要動線にとどまらず、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線沿いや園路、鶴ヶ池や亀ヶ池の外周や台所西側法面などの傾斜地や中島、さらには石垣の天端など多様で、落枝傾斜一部では傾斜地にも生育している。具体的には11種類60本の危険を及ぼす可能性のある樹木が認められ、特に自然に生育した都市計画道路沿いや鶴ヶ池南側西岸土墨上などのケヤキや大正期以降に植えられた二ノ丸の中ノ丸跡中央や亀ヶ池南側南岸のトチノキからの落枝は、実際に来園者や車両へ被害を与えている。

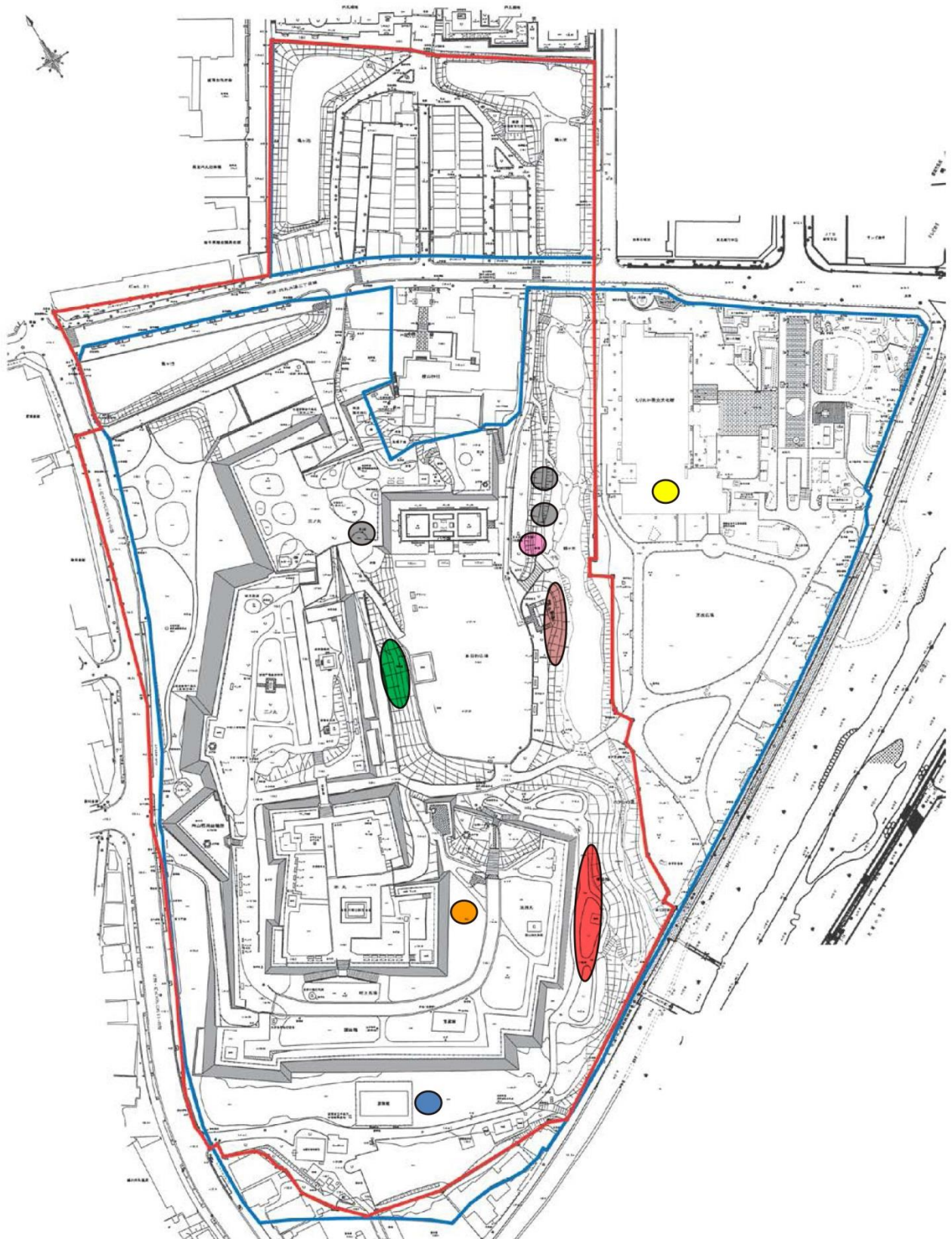
これらの危険を及ぼす可能性のある樹木は、一方で緑陰をもたらす重要な役割を担っていることから、日常の監視によって倒木や落枝等の危険性を予見して安全性の確保に努めるものとする。

基本方針：老木化や災害による枯損により落枝や落実、倒木により来園者の生命や財産に危険を及ぼす可能性がある樹木は、適時剪定や伐採を行う。

対象樹木：アカマツ7本、アンズ1本、イチイ1本、エゾエノキ1本、キハダ1本、キャラボク2本、ケヤキ13本、コウヤマキ1本、ゴヨウマツ1本、ソメイヨシノ1本、トチノキ15本、アンズ1本

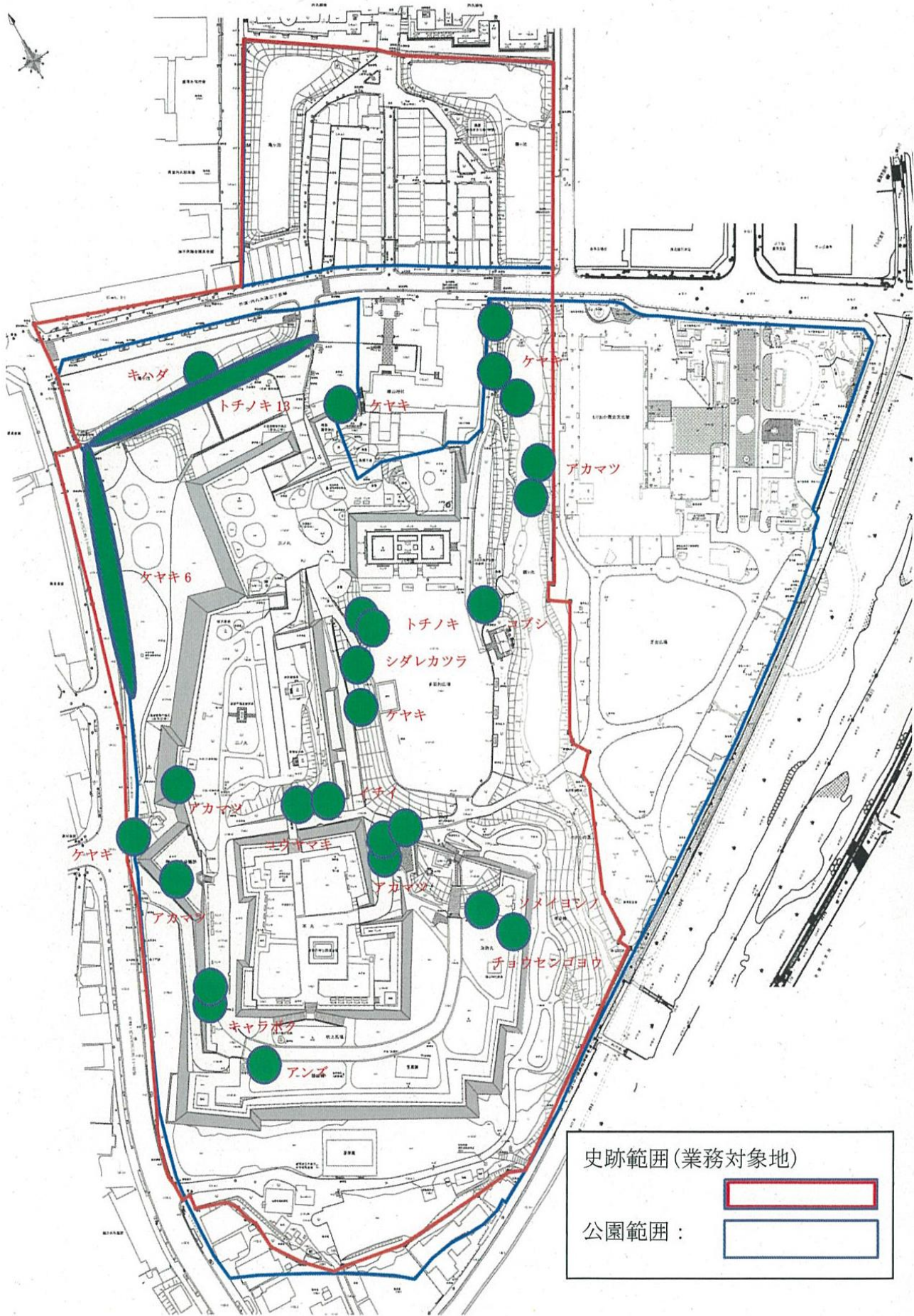
具体的施策

- ア 傾斜地に生育する樹木で根系が浅く倒木の可能性が高いものは伐採を行う。
- イ 根や枝が枯損した樹木については、枝降ろし又は伐採を行う。枝降ろしは切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講じる。
- ウ 落下の危険性の高い横枝は、適宜枝おろしを実施する。
- エ 倒木が確認された場合には速やかに搬出する。



- | | | |
|----------------|-----------------|-------------------|
| ■ ソメイヨシノ (標本木) | ■ ノダフジ (副標本木) | ■ サルスベリ (副標本木) 撤去 |
| ■ アジサイ (副標本木) | ■ イロハモミジ (副標本木) | ■ オニツゲ (記念植樹) |
| ■ ヤマトツジ (副標本木) | ■ ツバキ (副標本木) | ■ 史跡範囲 |
| | | ■ 公園範囲 |

第7図 記念植樹と標本木・副標本木



第8図 危険を及ぼす可能性のある樹木

VI 史跡の修景・景観・眺望に関わる植栽管理

1 視点場の設定

盛岡城跡公園は、石垣、樹木、池、中津川などが一体となって、盛岡を代表する歴史景観であり、特に二ノ丸からの岩手山眺望は盛岡を象徴する景観となっており、お城を中心とした城下町としてのまちの成り立ちが、景観に落ち着きと風格を醸し出している。

このことから、盛岡市景観計画では盛岡城跡公園とその周辺部を含め、お城の石垣や堀、歴史的建造物などの景観をまちづくりの重要な資源と位置付け、歴史景観と調和した建物の外観への配慮・誘導、景観上重要な道路においては、無電柱化や高品質舗装などにより、中心市街地のシンボルとなる公園として活用しながら、風格や歴史性を尊重した景観形成に努めることとしている。

また、整備基本計画においても盛岡城跡をランドマークとして再生していくために周辺地区から盛岡城跡の石垣を望めるようにすることを目標と定め、第1期整備計画期間においては、本丸西側四阿からの眺望のほか、教育会館向かい側入口、産業会館向かい側入口、櫻山神社西側入口、もりおか歴史文化館芝生広場南西入口、台所跡を視点場として、これらの視点場から石垣をより明瞭に眺望できるよう、樹木の剪定や伐採を行っていく。

第2期整備計画期間においては、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線及び中ノ橋大通線との交差点、中ノ橋、もりおか歴史文化館芝生広場、中津川対岸(腰曲輪東側対岸付近)を視点場として、これらの地点から石垣を眺望できるような景観整備を検討する。

2 眺望確保のための設定

史跡盛岡城跡を象徴する石垣は、本質的価値を構成する枢要の要素であり、史跡指定地やその周辺地域に生育する樹木群の中には、石垣の顕在化や城内外への眺望確保等の阻害要因となっている樹木が存在する。

ここでは、登城ルートや盛岡城跡内外からの視点場を定め、本来眺望できるはずの景観の形成、確保を目指し、植生管理の基本方針を定める。

3 史跡の修景を向上するための視点場

(1) 藩主や藩士の登城ルートに沿った当時の景観修景

基本方針：藩主や藩士の登城ルートに沿った当時の景観修景のため支障となっている樹木の伐採、剪定

対象樹木：瓦 門 ⇒三ノ丸のサワラ9本、ヒバ2本

車 門 ⇒二ノ丸のオオモミジ3本、アカマツ1本

廊下橋 ⇒本丸のイロハモミジ4本、ヤマモミジ1本、トチノキ1本、

カシワ 1 本

本丸通 ⇒ 本丸のツバキ 2 本, ニシキギ 2 本, イロハモミジ 1 本, ザイフリボク 1 本, ハナカイドウ 1 本, ウメモドキ 1 本, ケヤキ 1 本, ハナカイドウ 3 本, ヤマボウシ 1 本

本丸門 ⇔ 末門のアカマツ 9 本, ツバキ 3 本, ライラック 1 本, ソメイヨシノ 1 本, サクラ 1 本

坂下門 ⇔ 吹上門のサンシュユ 3 本

(2) 園路沿い石垣裾部周りの修景

基本方針：園路沿いの石垣裾部の樹木を見通しがきく程度に間伐や剪定，伐採

対象樹木：三ノ丸から本丸門に至る本丸通り沿いの二ノ丸西側石垣裾部の樹木

淡路丸地区動線沿いの本丸石垣裾部の樹木

亀ヶ池沿いのトチノキ 7 本

鶴ヶ池沿いのケヤキ 2 本, キンモクセイ 2 本, スギ 2 本

4 城外眺望のための視点場

(1) 本丸西側「夕陽亭」から城下

基本方針：樹間から町並みが眺望できる程度に高さを抑えて間伐や剪定を行う。

対象樹木：ルプラカエデ 2 本, イロハモミジ 4 本, イタヤカエデ 3 本, カラマツ 1 本の上部剪定

(2) 本丸中央から南昌山

基本方針：現況で眺望が確保されているので現状を維持する。

(3) 本丸東側から早池峰山

基本方針：現況で眺望が確保されているので現状を維持する。

(4) 二ノ丸西側「望岳亭」から岩手山

基本方針：現況で眺望が確保されているので現状を維持する。

5 石垣眺望のための視点場

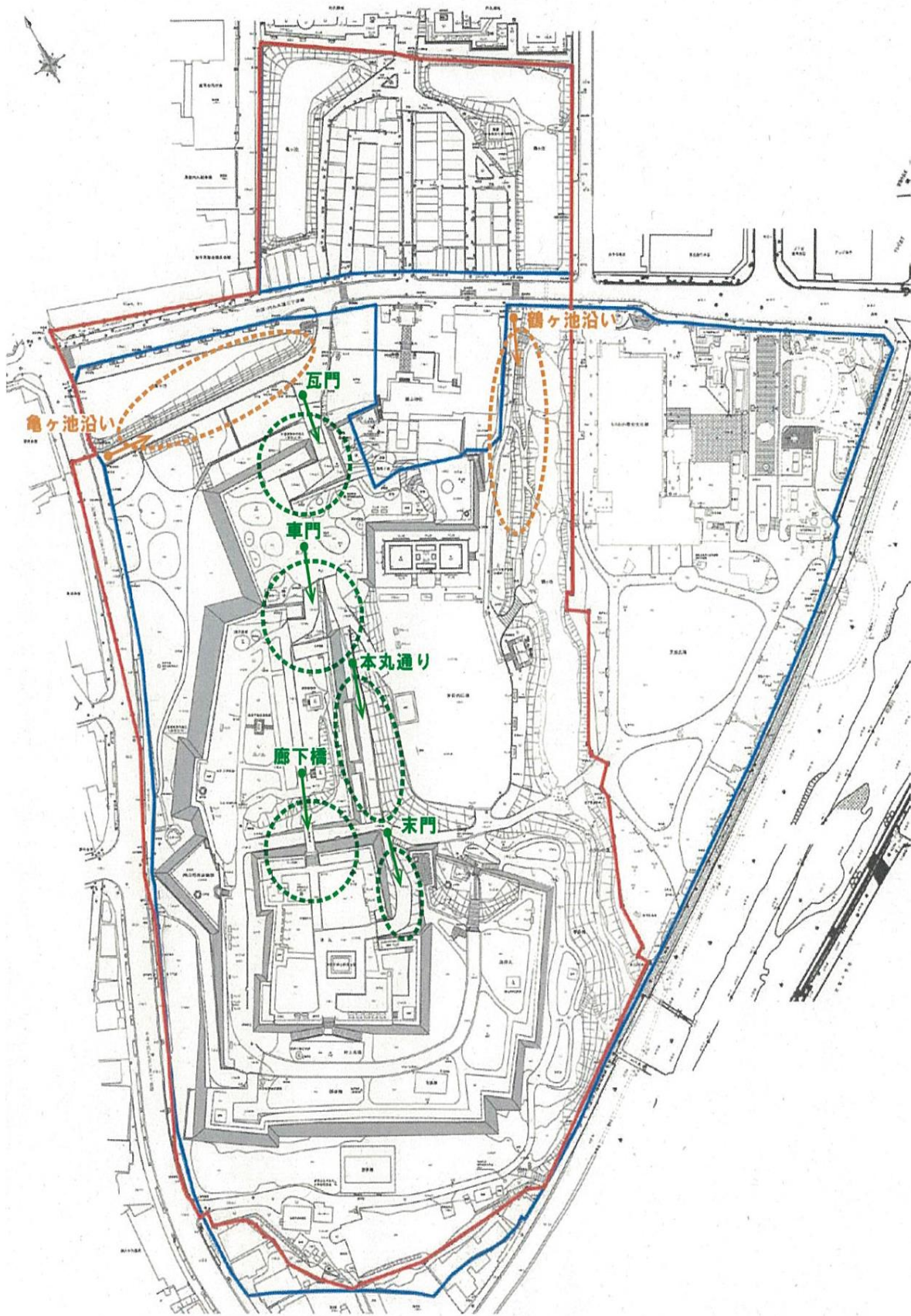
(1) 西側からの遠景～近景

(ア) 菜園通から榊山稻荷曲輪の石垣

基本方針：菜園通から遠景・近景の眺望を阻害している樹木の伐採，剪定

対象樹木：榊山稻荷曲輪の石垣西側のケヤキ大木 3

菜園通り ⇒ 榊山稻荷曲輪・本丸石垣のケヤキ 1 本, サワラ 8 本, ニシキギ 18 本, ヤマモミジ 5 本



- 登城ルートに沿った修景
- 史跡範囲
- 園路に沿った修景
- 公園範囲

第9図 史跡の修景のための視点場

(2) 西側からの近景

基本方針：各地点から対象石垣への見通しを阻害している樹木の伐採，剪定

(ア) 大通交差点から三ノ丸の石垣

対象樹木：ケヤキ1本，クロマツ3本，シダレザクラ3本，イロハモミジ3本

(イ) 教育会館向側入口から二ノ丸の石垣

対象樹木：クロマツ11本，アカマツ5本，イチョウ2本

(ウ) 吹上門下から淡路丸の石垣

対象樹木：各石垣手前のクロマツ5本，サンジュ3本，ハナモモ3本，ユキヤナギ10本

(3) 東側からの中景

基本方針：各ポイントから対象石垣への見通しを阻害している樹木の伐採，剪定

(ア) もりおか歴史文化会館西側 から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣

(イ) 芝生広場南西入口 から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣

対象樹木：鶴ヶ池両岸に生育している支障木(アカマツ等)の伐採，剪定
スギ13本，アカマツ11本，サワラ5本

(4) 東側から遠景～近景

基本方針：毘沙門歩道橋から遠景・近景の眺望を阻害している樹木の伐採，剪定

(ア) 毘沙門橋から本丸・淡路丸の石垣

対象樹木：本丸・淡路丸の東面石垣手前の支障木

イロハモミジ15本，ウメ13本，サクラ10本

(5) 北側からの近景

基本方針：盛岡城の主登城道としての正面性に支障となる樹木の伐採，剪定

(ア) 櫻山神社西側入口から三ノ丸瓦門及び両側石垣

対象樹木：サワラ6本，ヒバ(サワラ)1本

(6) 南側からの近景

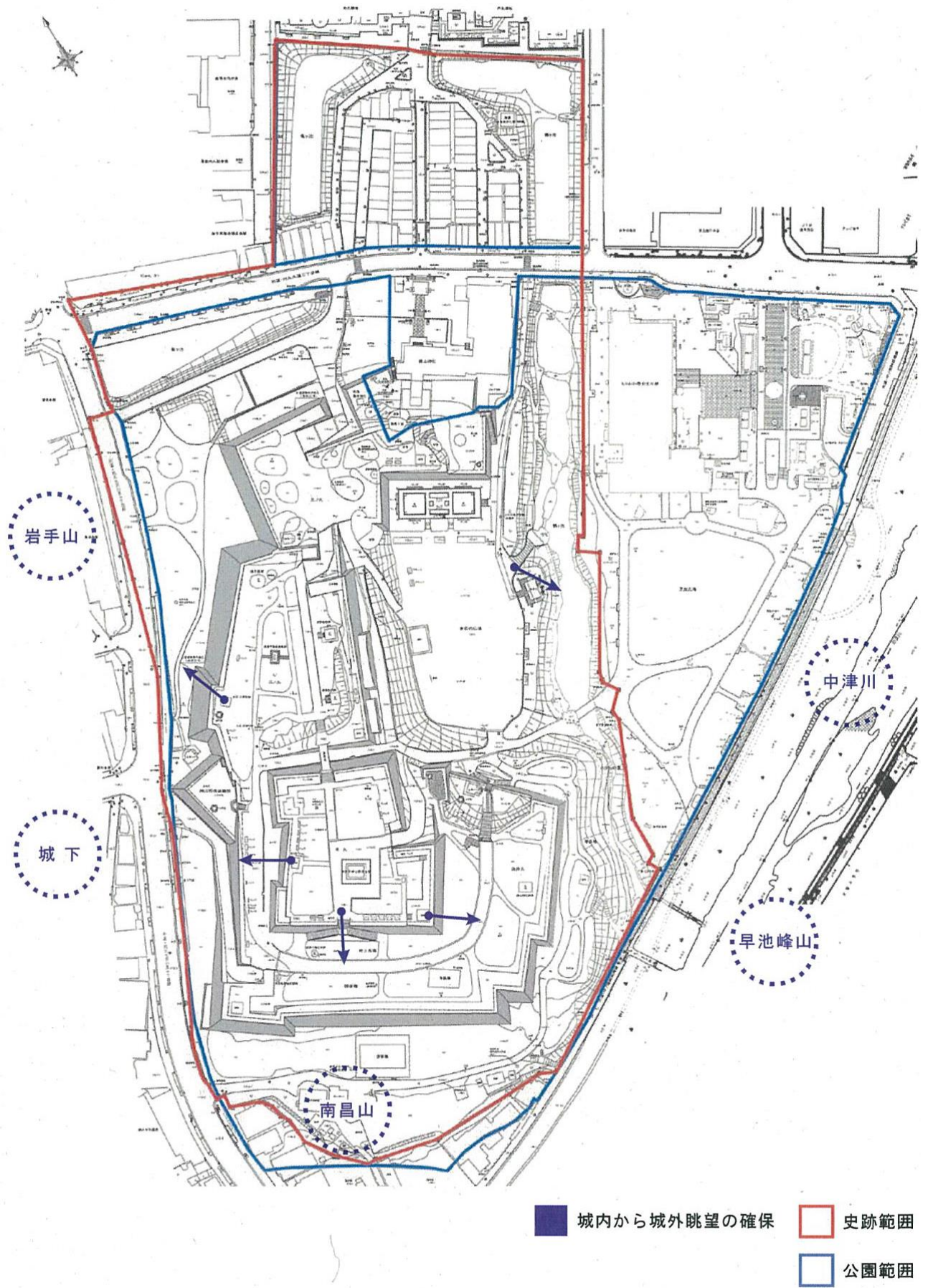
基本方針：各ポイントから対象石垣への見通しを阻害している樹木の伐採，剪定

(ア) 南西入口から淡路丸の南西石垣

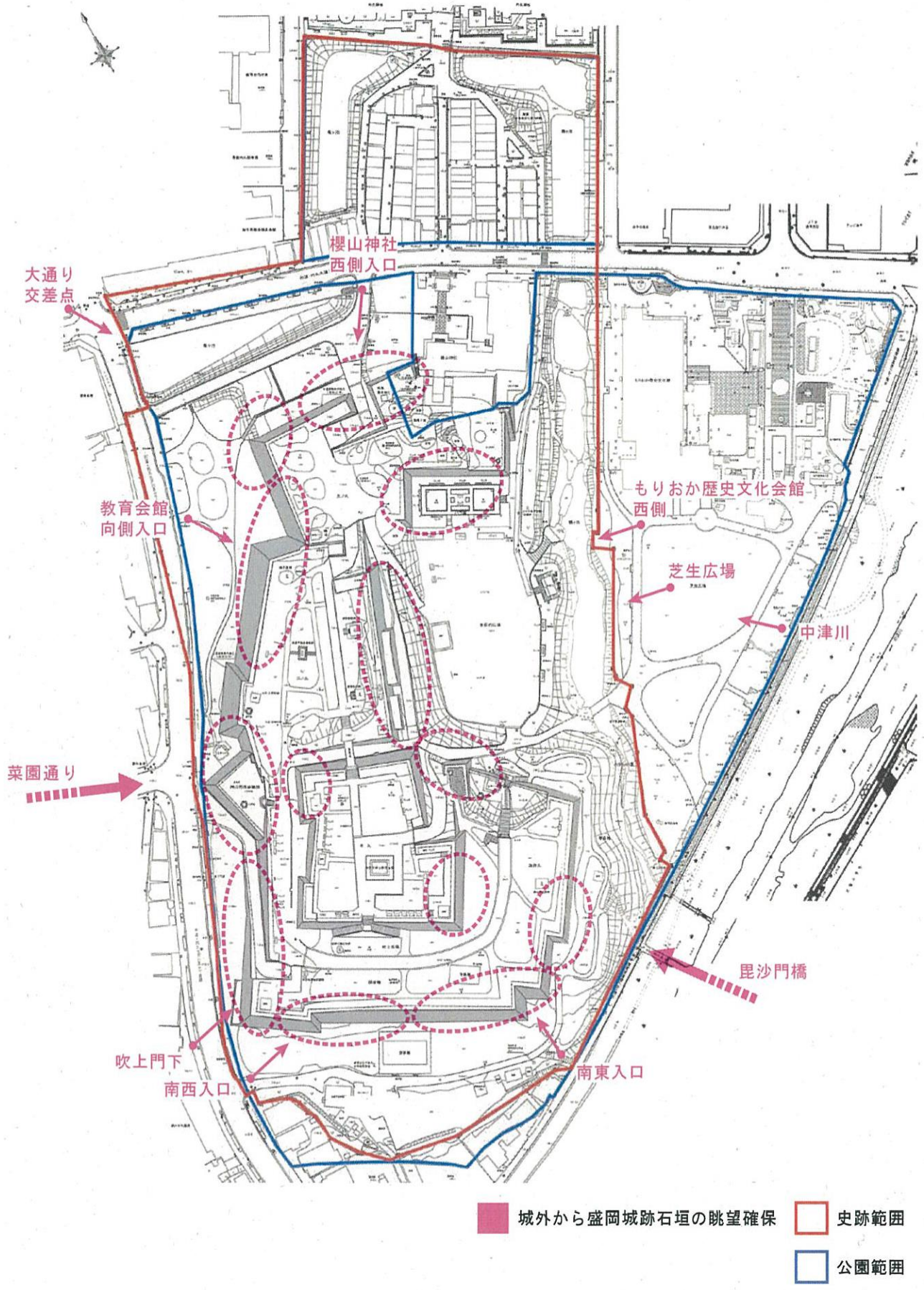
対象樹木：アカマツ1本，ユズリハ3本

(イ) 南東入口から淡路丸の南等角石垣

対象樹木：アカマツ2本，シダレモミジ1本，シダレウメ3本，ツキカゲシダレ
1本，ウメ2本



第 10 図 城外眺望のための視点場



第 11 図 石垣眺望のための視点場

Ⅶ 地区ごとの植栽管理方針

1 史跡内

(1) 本丸

ア 課題

本丸内には、かつて本丸御殿が密集して建てられていたが、明治期以降に植栽され中・高木に成長したカエデ類などの根が地下遺構に与える影響が懸念される。また、石垣天端に植えられたアカマツは石垣に変位を与える要因となっている。

イ 具体的施策

- (ア) 保存管理計画書における第1種地区であり、整備基本計画から城跡の象徴性を高めるため、もっとも密度の高い史跡整備を行う地区としている。
- (イ) 明治41年以降に植えられた本丸内のももみじやカエデ等の樹木は、整備基本計画において保全を図ることとしているが建物跡などの遺構と重複していることから、整備に伴う発掘調査の成果を踏まえ地下遺構と重複しない位置に本丸の特色を生かすような根の張らない低木やマツを植える。また土塀などの区画を低木等で表示するなど実施設計時に反映する。
- (ウ) 石垣の保全に支障を及ぼす可能性の強い石垣天端縁辺部のアカマツや巨木となって地下遺構に影響を及ぼし、眺望を阻害している移入木のイチョウ、チョウセンゴヨウをはじめ、ウラジロモミ、カシワ、トチノキ、トドマツなどの巨木は適時伐採を進める。
- (エ) 本丸門への登城坂の樹木のうち、正面性の確保と石垣の顕在化を図る目的からサワラは伐採する。また、本丸門への登城坂のアカマツは、石垣の顕在化と遺構保護を図るため危険性の状況を踏まえて更新を図る。
- (オ) 石垣に囲まれた区域は、在来木の植生に限定することとし、移入木のライラックは撤去を行う。

(2) 二ノ丸

ア 課題

高木や中・低木の多くは、明治末期から大正期にかけて盛岡農学校が計画して植えられと伝えられている。特にトチノキはパリのシャンゼリゼのマロニエ通を模したもので、秋季には西側のカエデやもみじとともに市民の憩いの場となっている。

また、南西部には勅諭下賜五十周年を記念して建てられた「五訓之森」（「昭和七年四月二十四日建之」）の碑があり、イチョウ、ノムラカエデ、エノキがあるがどの樹木かは明らかではない。地下遺構との関係は、中ノ丸の石垣が撤去されてはいるが、この北側の玄関部分やコシカケ遺構が遺存している可能性があることから、高木の根が地下遺構に与える影響が懸念される。

イ 具体的施策

- (ア) 本丸と同様,第2期整備の実施設計において遺構の状況を踏まえて樹木のあり方の検討を行うが,原則として遺構のない位置に本丸のモミジの機能を移す。
- (イ) 石垣に囲まれた区域は,在来木の植生に限定することとし,移入木のアセビ,イチョウ,カラタチ,サンシュユ,チョウセンゴヨウ,ヒトツバタゴ,ハナカイドウ,ハナミズキ,バンクスマツ,ミズキ,モクレン,リュウキュウツツジ,ボケ,ロウバイは,段階的に在来木に更新する。
- (ウ) 東側の石垣壁面と補修石垣の上面に生育しているケヤキ,イロハモミジ,ザイフリボク,ヤマボウシ,イボタノキ,ニシキギ,ハナカイドウ等石垣保全のために構築された補修石垣を保護するため伐採・撤去し,以後の植栽は行わない。
- (エ) 石垣下面に植えられているウメモドキ,ヤブツバキ,ニガキ,ニシキギについても移植や伐採を行う。
- (オ) 石垣天端のアカマツについては,成長にともない地下遺構に影響が及ぶことから伐採することとし,以後の更新は行わない。
- (カ) 石垣近くに植生しているイチイ,カヤ,コウヤマキ,コブシ,サワラ,シノブヒバ,ヒヨクヒバについては,石垣変位の状況と眺望の確保を検討しながら剪定と伐採を進める。

(3) 三ノ丸

ア 課題

櫻山神社の石垣天端や背面にスギとヒバの高木が集中しており,強風時には危険な状態とっているほか,車門跡石垣と登城坂のサワラは石垣や遺構の保存,さらには石垣の顕在化の支障となっている。また,神社西側の石垣角石上面に自生しているケヤキや曲輪南東部端に植えられているソメイヨシノの根が石垣に与える影響も懸念される。

イ 具体的施策

- (ア) 第1期整備計画の南東部及び北西部の石垣修復の実施に伴い,石垣上の樹木の伐採や剪定が必要となっている。このことから,南東部は石垣保護を目的として花崗岩の転石上のケヤキの強剪定のほか,移入木のカラタチ,樹形が損なわれている樹木の伐採を行いながら遺構のない場所に常緑樹や広葉樹を植栽する。
- (イ) 北西部は,石垣保存と修復時に支障となる瓦門上のサワラのほか,天端から5m以内のアカマツ,イタヤカエデ,イロハモミジ,クロマツ,オリハタカエデ等についても解体工事に支障となる場合には伐採の後に新たな植栽を検討する。
- (ウ) 当面の整備事業対象外となっている三ノ丸東側においては,石垣に変位を生じさせているケヤキとサワラは伐採とし,石垣天端に近接しているアカマツ,エドヒガン,スギ,ソメイヨシノについても石垣変位の推移や修景・景観を勘案しながら伐採や剪定を行なう。
- (エ) 本丸から三ノ丸にかけて石垣に囲まれた内部は,在来木の植生に限定すること

とし、移入木のチョウセンゴヨウ、ドイツトウヒ、ドウダンツツジ、カラタチ、バラ、ユキヤナギ、リュウキュウツツジは適時伐採を行いながら在来木とする。

(4) 淡路丸

ア 課題

淡路丸の東側から南側にかけては、明治期以降に植栽・更新されてきたソメイヨシノを主体としており、歴史的修景を構成する地区であることから保存を図る。一方、吹上門の石垣天端に植栽され変位を与え続けているエドヒガンやソメイヨシノのほか、石垣天端に数多くのクロマツの根が積み石に与える影響が懸念されるため、早期の対策が必要となっている。また、西側のモミジ類は城跡内外の眺望を妨げるほど成長していることから課題となっている。

イ 具体的施策

- (ア) 淡路丸には明治期の公園整備に伴って植栽されたソメイヨシノが数多く生育しており、今後とも保護と更新を行うが、石垣の根石に近接する樹木については、更新の際に3 m以上の距離を設ける。
- (イ) 石垣に変位をもたらしているエドヒガン、ソメイヨシノは伐採しながら適地に更新を行い、石垣天端に生育しているアカマツ、クロマツは成長に伴って石垣に変位を与えることから優先的に伐採、撤去を行う。
- (ウ) 西側の菜園と本丸との相互の眺望を阻害しているオオモミジ、イタヤカエデ、イロハモミジ、コハウチワカエデ、ヤマモミジは剪定により高さを抑制し、高木となったエゾエノキ、カラマツ、ゴヨウマツ等についても剪定により高さを抑制した上で、樹形の維持を図る。
- (エ) 石垣に囲まれた区域は、在来木の植生に限定することとし、移入木のアセビ、アメリカザイフリボク、イチョウ、ウメ、サルスベリ、チョウセンゴヨウ、ドイツトウヒ、ドウダンツツジ、ライラック、ルブラカエデは伐採または移植し、在来種に更新しながら質を高める。淡路丸には明治期の公園整備に伴って植栽されたソメイヨシノが多く、今後とも保護と更新を行うが、石垣の根石に近接する樹木については、更新の際に3 m以上の距離を設ける。
- (オ) 石垣に変位をもたらしている樹木は、エドヒガン、サクラであっても伐採を行う。同じく石垣天端に近接しているアカマツ、クロマツは優先的に伐採、撤去を行う。
- (カ) 西側の菜園と本丸との相互の眺望を阻害しているオオモミジ、イタヤカエデ、イロハモミジ、コハウチワカエデ、ヤマモミジは剪定により高さを抑制し、高木となったエゾエノキ、カラマツ、ゴヨウマツ等についても剪定により高さを抑制した上で、樹形の維持を図る。
- (キ) 石垣に囲まれた区域は、在来木の植生に限定することとし、移入木のアセビ、アメリカザイフリボク、イチョウ、ウメ、サルスベリ、チョウセンゴヨウ、ドイツトウヒ、ドウダンツツジ、ライラック、ルブラカエデは伐採、撤去し、在来木に順次更新を図る。

(5) 榊山稻荷曲輪

ア 課題

曲輪内の東側背面の石垣天端に江戸時代から生育する可能性があるエドヒガンがあるが、積み石に変位を生じさせている。

また、曲輪石垣の天端に生育しているアカマツは石垣に変位をもたらしており、枝は石垣下の吹上門にいたる登城坂に垂れ下がり歩行者に危険な状態にある。

イ 具体的施策

- (ア) 石垣天端に近接するアカマツは石垣保護のため優先的に伐採を進める。また、やエドヒガンソメイヨシノは石垣変位の状況を観察しながら剪定と伐採を行う。
- (イ) 石垣に囲まれた区域は在来木の樹木に限定し、移入木のドウダンツツジ、ハナミズキ、ボケについては随時在来木への更新を進める。

(6) 台所跡

ア 課題

台所跡の法面に密に植えられたリュウキュウツツジなどの低木は、市民から評価される一方で、樹木の下が乾燥することによる洗掘を生じさせている。また、高木も巨木となっており、その根が法面の洗掘を助長している。

イ 具体的施策

- (ア) 台所地区は、保存管理計画において第3種区域で石垣の外郭部にあたることから市民の憩いの場とできるような公園機能にも配慮した植生とする。
- (イ) 遺構の保護上からは南側や西面の法面の中位に生育している樹木は好ましくないことから、オオモミジ、ケヤキ、サクラ、トチノキなどは剪定と強伐採を行い、枯損が顕著なシダレカツラは可能な限り保護を図る。
- (ウ) ナンジャモンジャ、ボケ、ユキヤナギ、ドウダンツツジやリュウキュウツツジなどの移入木は、密度を軽減しながら適正な配置を行う。
- (エ) バラ園は江戸時代の建物遺構と重複していることから、移設若しくは撤去を推進し、将来的に遺構表示等の整備を行う。

(7) 鉛蔵跡

ア 課題

江戸時代の主な遺構のうち鉛蔵跡の位置に四阿があり、周囲には低木と植えられている。なお、鶴ヶ池の東側から本蔵の南側に生育しているケヤキ、スギ、サワラなどの高木の成長に伴って淡路丸の石垣のほか、鉛蔵跡と南西側に所在する下ノ橋との相互の眺望が阻害されている。

イ 具体的施策

- (ア) 地区を代表する樹木にウメ林は、公園時に植栽されて以降、更新されて盛岡城跡の修景を構成している樹木であることから、今後とも保全を図る。なお、石垣の根石に近接している樹木に、更新時に3m以上の距離を保つように配置す

るものとし、詳細は実施設計時に検討する。

- (イ) 石垣の顕在化を図り、中津川との相互の眺望を図るためには東側斜面の高木の高さを抑制することが望ましいことから、アカマツ、イチイ、イチジク、エゴノキ、エゾエノキ、カツラ、キハダ、クヌギ、ケヤキ、コブシ、サザンカ、サワラ、スギの密度を軽減するために剪定を行い必要に応じて伐採を行う。
- (ウ) アオキ、アブラチャシシ、イボタノキ、ウツギ、ガマズミ、アカマツ、コムラサキ、サツキ、ツゲ、ツツジ、ツリバナ、ニシキギ、ニワトコ、ノリウツギ、バイカウツギ、ヤマブキ、レンギョウなどの低木について密度を軽減しながら適正な配置を行う。
- (エ) 移入木のアセビ、カラタチ、サンシュユ、ドウダンツツジ、ハナカイドウ、ユキヤナギは、密度を軽減しながら適正な配置を行う。

(8) 本蔵跡

ア 課題

鉛蔵跡の地区同様、鶴ヶ池の東側から本蔵南側の史跡境界沿いに生育しているケヤキ、スギ、ドイツトウヒ、エゾエノキサワラなどの高木が巨木化したことにより、淡路丸の石垣のほか、米内蔵門跡と下ノ橋との相互の眺望が阻害されている。

イ 具体的施策

- (ア) 石垣の顕在化と中津川との相互の眺望を図り、南側の史跡境界の高木の高さを抑制する目的からアカマツ、イチイ、エゾエノキ、カツラ、キタゴヨウ、クロマツ、ケンポナシ、ゴヨウマツ、サクラ、サワラ、スギ、タケ、チャボヒバ、ツバキ、トチノキ、ナツグミ、ナツツバキ、ナナカマド、ニガキ、ハナキササゲ、ヒメゴヨウマツ、マサキ、ユズリハの剪定や伐採を行いながら密度を軽減して適正な配置とする。
- (イ) 中・高木のアオギリ、イチョウ、キンモクセイ、コウヤマキ、サンシュユ、チチョウセンゴヨウ、ドイツトウヒ、ハナモモ、バラ、ポポー、アセビ、サンザシドウダンツツジ、ムクゲ、リュウキュウツツジなどの移入木は密植状態にあることから軽減を図る。なお、巨木となった樹木は優先的に剪定と伐採を行う。
- (ウ) アオキ、イヌツゲ、イボタノキ、ウメモドキ、エゾムラサキツツジ、サツキ、ツゲ、ニシキギ、フヨウ、ブルーベリー、マメツゲ、レンギョウ、レンゲツツジの低木は密度を軽減しながら適正な配置とする。

(9) 孫蔵跡

ア 課題

坂下門から吹上門に至る登城坂の石垣上部の天端や登城坂下の石垣に近接して植えられているクロマツと補修(補修(はばき))石垣の上部にユキヤナギは、成長

してその根が石垣に入り込み石垣変位の要因となっている。

イ 具体的施策

- (ア) 登城坂の下と石垣天端のクロマツは、石垣保護を図るため伐採を行う。
- (イ) 石垣保護のため構築された補修石垣の上部のユキヤナギ、登城坂下のドウダンツツジ、リュウキュウツツジは石垣保護のため優先的に撤去する。
- (ウ) サンシュユ、ハナモモ、ドウダンツツジ、ベニサンザシ、モモ、ユキヤナギ、リュウキュウツツジ等の低木は、密度を軽減して適正な配置を行う。

(10) 本新蔵跡

ア 課題

本新蔵地区は、昭和 30 年代から整備が開始されたこともあり、内側の本新蔵入口門跡付近にハリギリやイチョウなどの高木があるが、総体的に低木が主体となっている。しかしながら、都市計画道路沿いのケヤキの樹高は、三ノ丸石垣天端の高さを凌ぎ、相互の眺望に影響を与え、枝が道路に伸びるなどの影響を生じている。また、三ノ丸下のケヤキやイチョウは石垣の根石に近接した大木で、菜園方面と城跡の眺望を阻害し、枝が歩車道伸びるなどの課題を抱えているが、大木が故に地域のシンボリックな存在となりつつある。

イ 具体的施策

- (ア) 都市計画道路沿いのケヤキの高木は、二ノ丸や三ノ丸石垣の高さを凌いで眺望を阻害し、さらに車歩道上に枝葉が落下するなど危険な状態にあることから、優先的に剪定を行う。なお、本新蔵入口門東側のハリギリとイチョウは門跡の遺構と重複していることから伐採を行う。
- (イ) 石垣の顕在化と遺構の保護、さらには修景と眺望の確保を図るため、移入された高木であるアメリカザイフリボク、イチョウ、ウメ、サルスベリ、サンシュユ、ハナミズキは密度を勘案しながら適正な配置とする。
- (ウ) 低木の移入木であるサンザシ、ドウダンツツジ、ハナカイドウ、リュウキュウツツジは密度を軽減して適正な配置を行う。

(11) 鶴ヶ池と亀ヶ池

ア 課題

台所跡(多目的広場)のトイレ周辺の両岸にはアカマツが林立する中にドウダンツツジが植えられ、栈橋北西の両岸にはスギとエドヒガンが生育する中にアジサイが植えられている。

また、櫻山神社から三ノ丸の西側には自生した幹廻り 4 m を超えるケヤキの大木が集中するほか、鶴ヶ池北東部の土塁上のエゾエノキなどの大木がある。これらの高木は堀の水辺周辺に緑陰をもたらす、市民の憩いの場となっているが、高～低木のほとんどが土塁跡や堀の法面に生育しており、いたるところで乾燥による堀法面の洗掘を助長している。さらに高木は中ノ橋大通線やもりおか歴史文化

館と城跡との相互の眺望を妨げ、落ち葉によって堀の水質浄化に影響を与えているとともに、鶴ヶ池と亀ヶ池の北側の積み石は、内丸緑地に植えられ、巨木化したヒマラヤスギの根によって崩壊していることから課題となっている。

櫻山神社から三ノ丸の西側には自生した幹廻り4mを超えるケヤキの大木が集中するほか、鶴ヶ池北東部の土塁上のエゾエノキなどの大木がある。これらの高木は堀の水辺周辺に緑陰をもたらす、市民の憩いの場となっているが、高～低木のほとんどが土塁跡や堀の法面に育成しており、いたるところで堀法面の洗掘が生じている。また、高木は中ノ橋大通線やもりおか歴史文化館と城跡との相互の眺望を妨げ、落ち葉によって堀の水質浄化に影響を与えている。さらに、鶴ヶ池と亀ヶ池の北側の積み石は、内丸緑地に植えられ、巨木化したヒマラヤスギの根によって崩壊しており、課題となっている。

イ 具体的施策

- (ア) 鶴ヶ池と亀ヶ池は、保存管理計画での第2種区域にあたり、史跡の修景としての植栽を優先しながら、親水空間として親しまれてきた歴史的経緯から都市公園機能に配慮した植生を目標とし、詳細は実施設計時に検討する。
- (イ) 鶴ヶ池北側の中・高木のうち移入木であるサンシュユは剪定若しくは移植することとし、シダレヤナギは現在の場所に限定して保持する。そのほかのアカマツ、イロハモミジ、エゾエノキ、エドヒガン、サワラ、ソメイヨシノ、ナナカマド、モミジ、ヤエザクラ、ヤナギ、オオヤマザクラのうち、危険となっている樹木については、日常管理において密度を軽減しながら維持を図る。
- (ウ) 鶴ヶ池北側の移入木で低木のキササゲ、ドウダンツツジ、ハナカイドウ、ボケ、ユキヤナギは遺構保護を図り、密度を軽減して適正な配置とする。
- (エ) 鶴ヶ池南側の中・高木で、移入木のイチョウ、ウメ、エンジュ、カクレミノ、キンモクセイ、スモモ、ハナミズキは剪定や伐採により密度を軽減して適正な配置とする。そのほかのアカマツ、アカバナマンサク、イチイ、イロハモミジ、エドヒガン、カエデ、カツラ、クマノミズキ、ケヤキ、コブシ、サイカチ、サクラ、サワラ、スギ、ナツグミ、ヒメコマツ、ヒメシャラ、フジ、マサキ、マツ、マンサク、モクセイ、オオヤマザクラについても危険性の除去や眺望の確保を図るため密度を軽減する。
- (オ) 鶴ヶ池南側の低木で移入木のアセビ、ドウダンツツジ、ユキヤナギ、ライラック、リュウキュウツツジは遺構保護を図り、密度を軽減するため移植や伐採を行う。在来木のアジサイ、イヌツゲ、イボタノキ、ウツギ、ウメモドキ、サツキ、トサミズキ、ニシキギ、ノリウツギ、フヨウ、ヤマツツジは密度を軽減した適正な配置とする。
- (カ) 亀ヶ池北側の中・高木で移入木のウメ、キササゲ、ナンジャモンジャは遺構保護を図るため、移植や剪定により密度を軽減する。在来木のアカマツ、コブシ、サクラ、ヤマナシについても危険性や眺望の確保を図り、密度を軽減するために剪定を行う。

- (キ) 亀ヶ池北側の低木で移入木のボケ、ユキヤナギは遺構の保護を図るため移植や剪定により密度を軽減す。また在来木のアジサイ、イボタノキ、ウツギ、サンショウについても密度を軽減し適正な配置とする。
- (ク) 亀ヶ池南側の中・高木のうち、シダレヤナギは移入木ではあるが、歴史的な修景を構成していることから、現在の場所の生育に限定して剪定しながら保持する。なお、在来木のキハダ、トチノキは遺構の保護のほか危険性の除去や眺望の確保を検討しながら剪定や伐採を進める。
- (ケ) 亀ヶ池南側の低木で移入木のハナカイドウ、ライラック、リュウキュウツツジや在来木のイボタノキ、ツツジ、レンゲツツジについてもは遺構の保護を図り、密度を軽減するため移植や剪定を行いながら適正な配置とする。

(12) 櫻山神社周辺

ア 課題

三ノ丸石垣天端や根石に近接して生育したケヤキやスギなどの高木の根は、石垣積み石に変位を与えている。

イ 具体的施策

- (ア) 中・高木で移入木のウメ、ドイツトウヒは伐採を進め、在来木のイタヤカエデ、イチイ、イロハモミジ、カクレミノ、カツラ、ケヤキ、サクラ、サワラ、シダレザクラ、タケ、ツバキ、ニガキ、ヒノキ、ヒバ、モミジについても危険の除去や眺望の確保を図るため剪定や伐採により密度を軽減する。
- (イ) 亀ヶ池北側の低木で移入木のアセビ、ライラック、リュウキュウツツジは遺構の保護を図るため、移植や伐採により密度を軽減する。また、在来木のアオキ、イボタノキ、サツキ、ツツジ、ニシキギ、ヤマブキ、ヤツデについても密度を軽減して適正な配置とする。

2 史跡隣接地

(1) 芝生広場

ア 課題

中津川沿いのビクトリアロードに面した芝生広場には、高木となったユリノキがあり、樹木の間隔も狭く史跡と中津川との眺望を阻害している。また、芝生広場内のマツも樹木の間隔が狭く、成長にともなって見通しが悪い状態にある。

さらに、毘沙門橋際のエゾノキ、カツラ、ケヤキ、モミジはビクトリアロード上にはみ出している状態にある。

イ 具体的施策

エゾノキ、カツラ、ケヤキ、マツ、モミジ、ユリノキは剪定と伐採により、危険の除去と中津川と盛岡城跡との相互の眺望を図る。

(2) 内丸緑地

ア 課題

内丸緑地に植えられ、巨木化した 41 本のヒマラヤスギの根によって鶴ヶ池と亀ヶ池の北側石垣に明治期から昭和初期にかけて積まれた石垣が崩壊している。また、樹木の成長にともなって池側に樹根が露出しており、強風時の荷重による倒木の危険性が指摘されている。

イ 具体的施策

倒木の危険性があり、石積みを損傷しているヒマラヤスギの剪定や伐採の検討を行うとともに、鶴ヶ池・亀ヶ池本来の法面整備を検討する。

Ⅷ 事業計画

1 年次計画

植栽管理事業実施にあたっては、整備基本計画の年次計画に合わせて以下のような方針で進捗を図ることとする。

短期計画・第1期植栽管理計画(平成25年度～34年度)

中期計画・第2期植栽管理計画(平成35年度～44年度)

長期計画・持続的な日常管理(平成25年度～44年度)

上記の基本方針を基に植栽管理の優先度に応じて次の様に区分し、植栽管理の具体化を行う。

- A : 優先度急 ～第1期植栽管理計画期間前半で緊急に処理する。
- B : 優先度大 ～第1期植栽管理計画期間中で短期的に対処する。
- C : 優先度中 ～第2期植栽管理計画期間中で中期的に対処する。
- D : 日常管理 ～持続的な日常管理の中で長期的に対応する。

(1) 短期計画・第1期植栽管理計画

第1期整備計画期間に合わせ、以下の植栽管理計画の効率的・効果的な実施を図る。

ア 植栽管理A

対象 ⇒石垣の積み石に変位を及ぼしている樹木
⇒危険を及ぼす可能性のある樹木

方針 ⇒緊急性の高いものから計画的に伐採・剪定等により処理し、短期的にその危険性を除外する。

イ 植栽管理B

対象 ⇒石垣に接している樹木
土塁・堀等の法面を洗掘している樹木
遺構の保存上支障となる樹木
藩主や藩士の登城ルートに沿った当時の景観修景
園路沿い石垣裾部周りの修景
西側からの遠景～近景
西側からの近景
東側からの中景

方針 ⇒第I期整備計画の対象地区(三ノ丸跡、台所跡、鶴ヶ池)については、その実施に合わせて植栽管理も行う。

また、その他の地区については、第1期植栽管理計画期間中を目途に順次植栽管理を実施する。

(2) 中期計画・第2期植栽管理計画

第2期整備計画期間に合わせ、以下の植栽管理計画の効率的・効果的な実施を図る。

ア 植栽管理C

対象 ⇒東側からの遠景～近景

北側からの近景

南側からの近景

方針 ⇒第Ⅱ期整備計画の対象地区(本丸跡，二ノ丸跡，三ノ丸跡 他)については，その実施に合わせて植栽管理も行う。

また，その他の地区については，第2期植栽管理計画期間中を目途に順次植栽管理を実施する。

(3) 長期計画・継続的な日常管理計画

以下の植栽管理については，樹木の現況把握と将来予測等を行いながら時間をかけて進める必要があるため，計画的かつ持続的な日常管理により実施する。

ア 植栽管理D

対象 ⇒史跡整備

発掘調査

整備上支障となる樹木

江戸時代から生育する可能性のある樹木，明治期以降から生育する樹木，樹齢が古いとされる樹木，幹周りが3 m以上の樹木，生育数が少ない樹木，移入された樹木，記念に植栽された樹木，標本木・副標本木
本丸跡西側夕陽亭から城下，本丸跡中央から南昌山，本丸跡東側から早池峰山，二ノ丸西側望岳亭から岩手山

Ⅸ 実施に向けた考え方

1 全体の方針

史跡盛岡城跡内の植栽管理の基本的な考え方について、植栽部会専門部会委員と協議を重ねたところ多くの意見と指導があり、次のような方針とした。

(1) 基本理念・基本方針

- ア 今日までの経緯を踏まえ、歴史や学習とか大局的な見地から市民に親しまれる方針とする。
- イ 文化財保護と公園内の樹木管理は相反するものではなく、共存する構成とし、市民に理解を得られるような方針とする。
- ウ 市民目線に則し、地域と一帯となった方針とし、幅のある方針とする。
- エ 公園全体と周辺地区を考慮しながら、史跡と都市空間における貴重な緑地帯を大切にす方針とする。
- オ 史跡を保全しながら、公園の安全性や快適性の機能を兼ね備えた方針とする。

(2) 樹木管理の考え方

- ア 人命、財産、史跡、修景、景観、眺望を重視した管理とする。
- イ 平成 21 年度の樹木調査の補足調査を適時進める。

(3) 地区の特色

- ア 本丸のマツ、二ノ丸・三ノ丸のモミジ、淡路丸のソメイヨシノ、鉛蔵跡のウメ、本蔵跡・孫蔵跡・新本蔵のマツやモミジなど地区ごとの特色を生かし、かつ季節感を大切にする空間構成とし、詳細は各地区の整備事業の実施設計時に検討する。

2 文化財の保護

(1) 石垣の保全

- ア 国指定史跡の石垣等に変位を与え崩壊の原因や要因にある樹木は、文化庁のガイドラインに準拠して、優先的に整理を進める。
- イ 原則として石垣から 3 m 以内には植栽しないこととし、樹種によってこれ以上の距離を保つ。
- ウ 伐採を予定する樹木は、目的や効果など市民に丁寧な説明を行いながら進める。

(2) 遺構の保護

- ア 歴史と史跡の保護を土台として都市公園としての機能も大切にする。
- イ 本丸のモミジ類の取扱いは遺構の保護を前提として多くの意見を求める。
- ウ 失われたならば二度と戻らない史跡の保護を優先する。

3 樹木個々の管理

(1) 幹周りが3 m以上に樹木

- ア 危険度を勘案して、剪定または伐採を行う。
- イ 史跡内のケヤキは、今後剪定後の維持ができず、景観上支障となる樹木は伐採を検討する。

(2) 生育数が少ない樹木

- ア 希少な樹木は、盛岡市の天然記念物指定のケンポナシと国天然記念物指定と同種のシダレカツラと同種の樹木とし、これ以外は保護の対象としない。また本質的価値を構成する枢要の諸要素の保存管理に支障とならない限り除去は行わない。

(3) 移入された樹木

- ア 石垣に囲まれた本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稻荷曲輪に生育する移入された樹木は撤去する。また石垣に囲まれた地区の外周部においては、史跡整備や遺構保護上から支障がない限り、強制的に排除しないが、保護の対象ともせず、伐採後は更新しないものとし史跡や公園としての質の向上を図る。

(4) 保護樹木

- ア 市民に親しまれているサクラ・ウメ、モミジは保護の対象として更新を図る。ただし、本丸は史跡としての整備を重点的に行う地区であることから、発掘調査の成果を踏まえながら、実施設計段階において検討する。

(5) 標本木・副標本木

- ア 本質的価値を構成する枢要な諸要素に支障とならない限り、適宜保全する。

(6) 危険を及ぼす可能性のある樹木

- ア 危険度を考慮して、影響のある樹木は優先的に剪定と伐採を行う。
- イ 剪定の場合、その後の樹形の維持が困難な樹木は伐採を行う。

4 修景・景観・眺望に関わる樹木

(1) 修景・景観・眺望

- ア 登城ルート of 修景整備を行う。
- イ 鶴ヶ池と亀ヶ池の水質浄化に努めるとともに、法面についても遺構保護を前提にしながら水質の汚れの原因とならないような管理を行う。
- ウ 史跡の西側の道路や菜園通や上ノ橋～下ノ橋間は景観重要公共施設としての位置づけを盛岡市の景観計画全体の中で位置付ける。

(2) 優先される植栽管理

- ア 公園機能の維持と向上を図り、危険除去に努めながら、史跡と景観の保全を図る。

5 実施に向けた取り組み

(1) 日常管理と樹木の剪定・伐採

史跡を含む公園内の日常管理は、平成 19 年度から指定管理者が行っているが、委託者においても、地震や豪雨などの自然災害時はもとより、適切な巡視を行うことで、樹木が市民の生命・財産、史跡へ与える影響の把握に努める。

樹木が市民の生命・財産、史跡へ与える影響を確認した結果、緊急的に剪定等により対応するものとし、特に中・高木の伐採を必要とする場合には市民に周知し、伐採するに至る明確な根拠の説明を行う。なお、公園管理者が人命や財産に影響を及ぼし、緊急を要すると判断された場合はこの限りではない。

(2) 市民への周知と事業期間

計画的な樹木の伐採についての市民への周知・説明に係る具体的な手法として、市広報誌やホームページ、さらには対象とする樹木に看板設置等で樹木の選定理由や実施時期等の周知を図るとともに、事案の状況に応じて現地において説明会を開催するものとする。なお、植栽管理基本計画で定める内容は、大概、第 1 期整備期間(平成 25～34 年度)・第 2 期整備期間(平成 35～44 年度)内の実施期間とする。

(3) 史跡や都市公園としての樹木のあり方

盛岡城跡は、江戸時代には盛岡藩の藩庁や南部家の生活空間として機能してきたが、近代以降は市民に解放されパブリックな空間として現代に引き継がれている。

本書では、江戸時代から生育する樹木とともに、明治期以降に公園整備の一環として植えられてきた史跡内の約 3 千本の樹木が公園の来園者に危険を及ぼし、また石垣などの主な遺構の保存に影響を及ぼしている現状などの今日的課題が生じていることから、樹木の適切な管理基準を設けることを目的としたものである。

盛岡城跡の成り立ちは自然公園ではなく、あくまで防御性や居住性を熟慮しての計画された造園設計の延長にあるが、これまでの公園内の植栽計画においては、動物園や植物園的な多くの要素を取り込んだ経緯や樹木伐採に対する極度の禁止観念もあって、次世代に引き継ぐべき国指定史跡として石垣などの遺構の保護が一部で懸念される事態が生じてきた。このことから樹木のあり方と公園内の安全性や史跡の保護などのバランスを図る必要性が生じている。盛岡城跡を含む公園内は、市民にとって日常の暮らしの中での都市空間における貴重な緑地帯であるとともに盛岡市を訪れる観光客にとっては、盛岡のまちの成り立ちを知り、現在の盛岡市の特質を考える上で欠かせない貴重な場となっている。また、現代社会にあって、快適性や安全性は最優先にしなければならないものの、今日的なニーズによって次世代に引き継ぐべき遺産を磨り潰すことがあってはならない貴重な財産である。

本書を基準としながら歴史遺産としての価値や市民に親しまれる質の高い公園とし、今以上に魅力を高めて、お城を中心としたまちづくりに資するよう、樹木の適切な管理を含めた環境の整備を進めこととし、具体的な実施は十分な議論を経て行う。